補助事業事務処理説明書

平成28年4月

国立研究開発法人日本医療研究開発機構

目 次

補助事	業事務に関するお問い合わせ	. 3
I. は	じめに	. 5
1.	はじめに	. 5
2.	採択後交付決定までの留意点	.5
3.	研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除について	.6
Ⅱ. 交	:付申請の概要	.8
1.	交付の申請手続	.8
2.	補助金の交付形態	.8
3.	交付申請に係る書類	10
Ⅲ. 補	助事業の変更	12
1.	計画変更の種別	12
2.	計画変更の承認等	12
3.	補助事業の中止又は廃止	13
IV. 研	究報告及びプレス発表	14
1.	中間報告	14
2.	実績報告	14
3.	成果報告	14
4.	成果利用届	14
5.	成果発表等における事業名の明示	15
6.	プレス発表	15
V. 執	行について	16
1.	補助対象経費の執行にあたって	16
2.	補助金の予算費目(大項目)	17
3.	各費目の取扱い	17
4.	事業費の執行上の留意事項	29
5.	間接経費、一般管理費について	33
6.	補助対象経費の執行期限	36
7.	補助対象経費の AMED から実施機関への支払いについて	36
8.	補助対象経費の分割払いについて	38
9.	証拠書類の管理について	40
1 0	. 物品等の取扱いについて	41
	実施機関における管理体制、不正行為等への対応について	
1 2	. 補助金の不正な使用等に対する措置等について	53
1 3	. 補助対象経費の額の確定について	

【平成28年4月改訂】

14. 委託について	57
1 5. 検査について	58
1 6. 事業遅延について	59
17. 消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の確定に伴う補助金の返還	60
18. 財産の処分の制限	60
19. 収益状況報告及び収益納付	60
2 0 . その他	61
VI. 繰越制度について	64
1. 繰越申請の概要	64
2. 補助事業担当者が作成する申請書類に関する留意事項	64
3. 事務担当者が作成する申請書類に関する留意事項	66
4. 申請書類作成・提出にあたっての留意事項	67
5. その他留意事項	67
VII. 知的財産権の管理について	68

補助事業事務に関するお問い合わせ

補助事業事務に関する質問等は、以下までお問い合わせください。お急ぎの場合を除き、極力電子メールでお願いします。

メール件名:【事業名○○】【機関名○○○○】タイトル

1. 本書、個別事業、課題に関するお問い合わせ

		E-mail (各文字列の後		
事業担	当部署	ろに「ATamed.go.jp」を	TEL	
		入力してください)		
戦略推進部	医薬品研究課	iyaku	03-6870-2219	
	再生医療研究課	saisei	03-6870-2220	
	がん研究課	cancer	03-6870-2221	
	脳と心の研究課	brain	03-6870-2222	
	難病研究課	nambyo-info	03-6870-2223	
	感染症研究課	kansen	03-6870-2225	
	研究企画課	kenkyuk-ask	03-6870-2224	
産学連携部	医療機器研究課	iryokiki	03-6870-2213	
	産学連携課	sangaku	03-6870-2214	
国際事業部	国際連携研究課	international	03-6870-2215	
バイオバンク事業部	基盤研究課	kiban-kenkyu	03-6870-2228	
臨床研究•治験	臨床研究課	rinsho	03-6870-2229	
基盤事業部 規制科学・臨床研		kiseikagaku	03-6870-2235	
	究支援室			

2. 知的財産に関するお問い合わせ

知的財産部

E-mail: medicalipATamed.go.jp

TEL: 03-6870-2237

3. 経理に関するお問い合わせ

経理部 契約調整グループ

E-mail: keiyaku_choseiATamed.go.jp
TEL: 03-6870-2208, 03-6870-2209

4. 不正行為・不正使用・不正受給、研究倫理教育プログラムに関するお問い合わせ研究公正・法務部

E-mail: kenkyuukouseiATamed.go.jp

- ※上記の" AT"を" @"に置き換えて利用してください。
- 5. 各種書類等の送付先

(郵送の場合)

〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目7番1号 国立研究開発法人日本医療研究開発機構 担当部署(※) 宛

(電子メールの場合) 担当部署(※)の電子メールアドレス

I. はじめに

1. はじめに

- ●本書は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「AMED」という。)から交付を受ける補助事業者(以下「実施機関」という。)が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、同施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)及び「医療研究開発推進事業費補助金取扱要領(以下「取扱要領」という。)」に基づいて各事業を推進するにあたり、必要な事務処理等について説明するものです。以下、これらの事業を「本事業」と記載することがあります。
- ●実施機関においては、適正化法、施行令、取扱要領及び本書に基づいて、適正な補助金の執行をお願いします。
- ●本事業の採択をもって、事業者は公募要領等の記載内容を承諾したものとみなします。公募要領等の記載内容についても遵守をお願いします。

2. 採択後交付決定までの留意点

(1) 採択の取消し等について

本事業採択後において、AMED が指示する提出物の提出期限を守らない場合、当該研究に参加する研究者につき一定期間応募・参加制限がされた場合、不正行為等に関する本調査が開始された場合等は、採択の取消し等を行うことがあります。

(2) 調査対象者・不正行為認定を受けた研究者について

AMEDは、補助金の交付にあたって、実施機関に対し、次の(a)から(c)について表明保証していただきますので、ご留意ください。

- (a) 実施機関において、本事業の研究開発の責任者として「事業代表者」又はこれに相当する 肩書きの記載をされた者及び事業代表者と研究項目を分担し、かつ、分担した研究項目 の遂行に必要な研究資金の配分を受け、これを使用することができる者として「事業分担者」 又はこれに相当する肩書きの記載をされた者が、国の不正行為等対応ガイドラインに基づい て、不正行為等を行ったとして実施機関等による認定を受けた者(但し、実施機関等によ る認定に基づき、国又は独立行政法人等により、競争的資金等への申請・参加制限を課 さないものとされた者及び国又は独立行政法人等により課された競争的資金等への申請・ 参加制限の期間が終了した者は除く。)ではないこと
- (b) 実施機関において、国の不正行為等対応ガイドラインに基づく本調査(以下「本調査」という。) の対象となっている者が補助事業計画書における事業代表者及び分担者に含まれている場合には、当該対象者について、交付申請前までに機構に通知済みであること及び当該対象者の取扱いにつき機構の了解を得ていること
- (c) 実施機関において、国の不正行為等対応ガイドラインに定められた実施機関の体制整備と

して実施機関に実施が要請されている各事項につき、遵守し実施していること

- ※実施機関が第三者と委託契約等を締結する場合には(本項では、当該「第三者」を「委託 先」といいます。)、当該実施機関は、委託先に所属する研究者のうち「事業分担者」(これ に相当する肩書きの記載がある者も含む)についても、表明保証の対象となりますので、留意 してください。
 - ※この項目における「国に不正行為等対応ガイドライン」とは次のガイドラインをいいます。 (文科省系事業)
 - ・研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)
 - ・研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成 19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正) (厚労省系事業)
 - ・厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン (平成 27年1月16日科発 0116第1号厚生科学課長決定)
 - ・研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成 26年3月31日厚生労働省大臣 官房厚生科学課長決定) (経産省系事業)
 - ・研究活動の不正行為への対応に関する指針(平成 19 年 12 月 26 日制定、平成 27 年 1 月 15 日最終改正)
 - ・公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針(平成 20 年 12 月 3 日制定、 平成 27 年 1 月 15 日最終改正

3. 研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除について

(1) 不合理な重複に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題(研究開発資金等が配分される研究の名称及びその内容をいう。)に対して、国または独立行政法人の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において審査対象からの除外、採択の決定の取消し、または経費の削減(以下本項では、「採択の決定の取消し等」という。)を行うことがあります。

- ・ 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ)の研究課題について、複数の 競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・ 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合

その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

(2) 過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が 異なる場合においても、当該研究者または研究グループ(以下、本項目ではこれらをあわせて「研 究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超 え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事 業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間(※)に対する当該研究の 実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

※総合科学技術・イノベーション会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事時間を 100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)」に基づきます。なお、 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動中や管理業 務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

(3) 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募(または採択課題・事業)内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

(4) 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

「補助事業提案書」に、他省庁を含む他の競争的資金等の受入状況(制度名、研究課題名、 実施期間、予算額、エフォート等)を記載していただく場合があります。記載内容について、事実と 異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消しまたは減額配分とすることがあります。

Ⅱ. 交付申請の概要

1. 交付の申請手続

- ●交付申請にあたって、実施機関は、次に掲げる書類をAMEDが別途指示する期日までに作成し、 AMEDへ提出する必要があります。
 - ①補助金交付申請書【様式1】
 - ②補助事業計画書【計画様式1】
 - ③経費等内訳書【計画様式1付属資料1】
 - ④補助金項目シート【計画様式2】
 - ⑤補助事業参加者リスト【計画様式3】
- ●提出された上記書類を AMED が妥当と認めた場合には、当該補助金交付申請書【様式 1 】に基づき、「補助金交付決定通知書」【様式 2 】により交付決定を通知します。なお、補助事業の期間は単年度とし、成果報告会等の評価結果に基づく補助事業の進捗を勘案した上で、毎年度の交付決定を行います。
- ●上記書類の提出が遅れると、交付決定に遅れが生じ、補助事業の空白期間が生じることによる、 調達や研究員の雇用等多大な影響が生じます。円滑な手続きにご協力お願いします。

2. 補助金の交付形態

(1)補助対象経費について

- ●補助金交付申請書【様式1】には事業期間中の補助対象経費及び内訳が記載されます。
- 当該事業年度の補助対象経費の内訳は交付申請時の補助事業計画に基づき決定され、補助事業の進捗状況等による計画変更により変更する場合があります。(計画変更の円滑な手続きにご協力ください。)
- ●事業年度 2 年目以降における補助対象経費は、当該事業年度の補助事業計画に基づき決定されます。

(2) 申請の取り下げ

●事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた後、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から 15 日以内に、「補助金交付申請取下げ書」【様式3】を AMED に提出することにより申請を取り下げることができます。

(3)計画変更の承認等

- ●事業者は、下記に該当するときは、あらかじめ「補助事業計画変更申請書」【様式4】をAMEDに提出してください。
 - (i)補助対象経費に配分された額を変更しようとするとき。ただし、費目ごとの当該流用に係

る額が補助対象経費の総額の50%(この額が500万円に満たない場合は500万円) を超えない場合を除く。

- (ii) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - (ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - (イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
- ●軽微な変更の場合は、「変更届【計画様式4】をAMEDに提出してください。
- ●詳細は、「Ⅲ.補助事業の変更」を参照してください。

(4)補助事業の中止等

- ●事業者は、補助事業の全部又は一部を中止又は廃止しようとするときは、「補助事業中止 (廃止)申請書」【様式5】をAMEDに提出してください。
- ●中間評価等の結果を踏まえて、補助対象経費の増減や事業期間の変更を行う場合がある他、 補助事業の継続が適切でないと AMED が判断する場合には、期間中であっても、中止又は廃 止等の措置を行うことがあります。

(5) 事務管理体制及び財務状況等に関する調査・確認

●各実施機関に対し、事業開始前及び事業期間中に事務管理体制及び財務状況等について の調査・確認を行うことがあります。その結果、必要と認められた機関については、交付決定を見 合わせる場合や事業期間中であっても、補助対象経費の縮減や事業の停止、事業期間の短 縮、事業の中止等の措置を行うことがあります。

(6) 参画研究機関間の連携・権利義務の明確化

- ●現行、参画機関相互での共同研究契約の締結は、契約条項等を定めておりませんが、事業成果の活用等にあたり支障が生じないよう知的財産権の取扱いや守秘義務等に関して参画機関間で適切に対応してください。
- (7) 外部協力研究者等やRA(Research Assistant)を補助事業に従事させる場合の対応
- ●補助事業参加者リスト【計画様式3】に記載されている外部協力研究者等やRA (Research Assistant)を補助事業に従事させる場合は、知的財産権、守秘義務等が遵守されるよう適切に対応してください。

(8) 公立研究機関における事業実施の取扱い

●公立研究機関が事業実施するにあたっては、会計法等の法令に則り事前に予算措置等の必要がある場合、当該実施機関の責任において、事業開始までに当該予算措置等の手続きを確

実に実施してください。万が一、事業開始後に必要な措置の不履行が判明した場合は、交付 決定の取消し・解除、補助対象経費の全部又は一部の返金等の措置を講じる場合があります。

3. 交付申請に係る書類

(1) 交付申請書

●補助事業の開始にあたって、補助金の交付を受けようとするときは、「補助金交付申請書」【様式1】を提出してください。なお、申請者は、実施機関の代表者とします。

(2) 交付決定通知書

● AMED は、交付申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を 行い、「補助金交付決定通知書」【様式 2 】を事業者に送付します。

(3)変更届

●事業内容の変更のうち、下記に定める軽微な変更については、変更承認申請を取り交わすことなく、「変更届」【計画様式4】の提出をもって、計画変更が承認されたものとみなします。計画変更の手続きについては、「Ⅲ. 補助事業の変更」を参照してください。

変更届の対象:

- ・実施機関の住所、名称、実施機関の代表者の変更
- ・補助事業参加者リスト【計画様式3】の変更(但し、「補助事業計画書」【計画様式1】の II. 補助事業の内容3. 担当別補助事業概要に記載のある者が変更となった場合は、変更承認申請が必要です。)

(4)補助事業事務処理説明書

●本書です。毎年度、又は、年度の途中で更新される場合があります。常に最新の補助事業事 務処理説明書を参照してください。

(5) その他

- ●上記の書類を含め、各種報告物の様式や FAQ 等を AMED ホームページに掲載します。
- ●各種報告物の提出者(記名捺印者)は下記のとおりです。捺印は公印(役職印)としてください。事務担当者に役職印がない場合は、事務担当者の上長の記載及び押印(※)をお願いします。

提出文書		記名捺印者	
取扱要領に記載のある様式		代表者	
計画様式	亦再尺[計画样子 4]	事務担当者(補助金項目シートに	
	変更届【計画様式 4 】 	記載の事務担当者)	
	補助事業計画変更申請書【様式4】	/上丰本	
	補助事業中止(廃止)申請書【様式5】	代表者	
	成果利用届【報告様式3】	事務担当者	
新 告	プレフジャー8月ナフトが夕にまわずおかけ、それ 1	補助事業担当者(補助事業計画書	
報告様式	プレス発表に関する連絡情報【報告様式4】	に記載の補助事業担当者)	
	上記以外	代表者	
経理様式		事務担当者	

※事務担当者に役職印がない場合 文書の記名捺印者は事務担当者の上長とし、下段に事務担当者を記名してください。 (例) (事務担当者)

機関名:国立大学法人○○大学

所属 役職:△△研究科研究推進課 課長

氏名:□□ □□ 役職印 ←事務担当者の上長

研究推進課 係長 ◇◇ ◇◇ ←事務担当者

Ⅲ. 補助事業の変更

1. 計画変更の種別

- ●計画変更に係る手続きは、「補助事業計画変更申請書」【様式4】により行う場合と、「変更届」 【計画様式4】により行う場合の2種類があります。変更内容によって、以下の手続きが必要になります。
- ●上記のほか、「経費等内訳書」【計画様式1付属資料1】の設備備品の変更又は追加がある場合は、「補助事業実績報告書」【様式8又は9】の作成時等にその変更内容及び変更理由を記載してAMEDへ提出してください。「Ⅲ. 2. (2) その他の留意事項」を参照してください。
- ●変更届は、随時、又は当月分をまとめて遅くとも翌月10日までに提出してください。

計画変更に係る手続き

手続きの種類	変更内容(例)				
「補助事業計画変更	事業内容に重要な変更がある場合				
申請書」【様式4】	●交付申請書「記載内容」の変更(「Ⅱ.3(3)変更届」に				
	規定するものを除く。)				
	●債権債務の一部を譲渡することによる実施機関の変更				
	●補助対象経費の繰越				
	補助事業計画に主要な変更がある場合				
	●「補助事業計画書」【計画様式1】に関する変更(「Ⅱ.3				
	(3)変更届」に規定するものを除く。)				
	①評価等により補助事業内容を変更する時				
	②補助事業体制の変更のうち、「補助事業計画書」【計画様式				
	1】の「Ⅱ.3. 担当別補助事業概要」に記載のある者を変更				
	する時				
	●「経費等内訳書」【計画様式1付属資料1】に関する変更で、				
	流用制限を超えて増減する時				
変更届【計画様式4】	補助事業計画に軽微な変更がある場合				
	●実施機関の住所、名称、実施機関の代表者の変更が生じる時				
	●「補助事業参加者リスト」【計画様式3】に記載のある者を変更				
	する時(「補助事業計画書」【計画様式1】のⅡ.3.担当				
	別補助事業概要に記載のある者は除く。)				

2. 計画変更の承認等

●実施機関が、次に掲げる事項を変更しようとするときは、実施機関は、予め「補助事業計画変更申請書」【様式4】を作成し、AMEDへ提出してください。

(1) 事業内容に重要な変更がある場合

- ①交付申請書「記載内容」の変更(「Ⅱ.3(3)変更届」に規定するものを除く。)
- ②債権債務の一部を譲渡することによる実施機関の変更
- ③補助対象経費の繰越
- (2)補助事業計画に主要な変更がある場合
 - ①「補助事業計画書」【計画様式1】に関する変更(「II.3(3)変更届」に規定するものを除く。)
 - ②「経費等内訳書」【計画様式 1 付属資料 1 】に関する変更で、流用制限を超えて増減する時(※)

※流用制限に関する留意事項

- ●費目ごとの当該流用に係る額が、当該年度における補助対象経費の総額の 50% (この額が 500 万円に満たない場合は 500 万円) を越えない場合には、「補助事業計画変更申請書」【様式 4】による申請を不要とします。
- ●交付申請書の計上額が0円の費目についても、流用範囲内であれば使用可能です。
- ●流用額が事前承認不要の範囲内であっても、「Ⅲ. 2. 計画変更の承認等」に該当する場合には所定の申請又は届け出の手続きを必要としますので、注意してください。また、流用制限範囲内の流用であっても、後日、AMEDが補助事業担当者及び実施機関に流用の内容に関する説明を求め、「補助事業計画書」【計画様式1】との整合性あるいは妥当性等が認められないと判断する場合には、補助対象経費の返金を求めることがありますので、慎重に処理を行ってください。

(3) その他の留意事項

- ●次に掲げる事項を変更したときは、「補助事業遂行状況報告書」【様式7】、「補助事業中止(廃止)報告書」【様式5】、「補助事業実績報告書」【様式8又は9】又は各事業で定める報告書等の作成時にその変更内容及び変更理由を記載してAMEDへ提出してください。
 - ①「経費等内訳書」【計画様式1付属資料1】の設備備品の変更又は追加

3. 補助事業の中止又は廃止

- (1)補助事業の中止又は廃止の手続き
- ●補助事業を中止又は廃止すべき事由が発生した場合には、「補助事業中止(廃止)申請書」 【様式5】により、速やかにその旨を申請してください。

(2)補助事業担当者の移籍にともなう事業中止

●補助事業担当者が他機関へ移籍、退職等する場合に当該実施機関における補助事業を中

止する際にも、「補助事業中止(廃止)申請書」【様式5】により、補助事業の中止手続きを 行って頂く必要があります。

●なお、補助事業担当者が他機関へ移籍する場合の物品の移動については、「V. 10. (3) 物品の移動等について」を参照してください。

(3) 各種報告書の提出

●補助事業の中止(廃止)の手続きを行った際には、中止又は廃止の承認を受けた日から 61 日以内に、「補助事業実績報告書」【様式 8 】を作成し、AMED に提出してください。 ただし、補助事業担当者が移籍された場合は、30 日以内に提出してください。

IV. 研究報告及びプレス発表

1. 中間報告

●補助事業の進捗の把握のため、必要に応じて AMED より実施機関に対して、「補助事業遂行状 況報告書」【様式 7】の作成及び提出を求める場合があります。

2. 実績報告

- ●補助事業実施期間の終了、補助事業の完了・中止・廃止のいずれか早い日から起算して翌々月末(61日)以内に「補助事業実績報告書」【様式8】及び「補助事業結果説明書」【報告様式1】を作成し、AMEDに提出してください。
- ●国の会計年度が終了したときに補助事業が完了しないときは、補助金の交付を受けた翌年度の4月末日までに「補助事業実績報告書」【様式9】及び「補助事業結果説明書」【報告様式1】を作成し、AMEDに提出してください。

3. 成果報告

- ●補助事業実施期間の終了、補助事業の完了・中止・廃止のいずれか早い日から起算して翌々月末(61日)以内に「補助事業成果報告書」【様式 10】及び「補助事業成果報告書別紙」【報告様式2】を作成し、「特許一覧」【報告様式2別紙1】を添えてAMEDに提出してください。
- ●国の会計年度が終了したときに補助事業が完了しないときは、補助金の交付を受けた翌年度の4月末日までに「補助事業成果報告書」【様式 11】及び「補助事業成果報告書別紙」【報告様式 2】を作成し、「特許一覧」【報告様式 2別紙1】を添えてAMEDに提出してください。

4. 成果利用届

●補助事業の成果を公表するもので、学術的影響の大きい科学雑誌への投稿、報道機関への発表等社会的に大きな影響を与える成果を利用する場合は、事前に「成果利用届」【報告様式3】

を AMED に提出してください。

5. 成果発表等における事業名の明示

●研究成果等について外部発表等を行う場合、以下の記載例を参考に、本事業の成果によるものであることを謝辞等に明記してください。各事業の名称につきましては、担当課にお問い合わせください。

(1) 英文表記例

Acknowledgement

This research is (partially) supported by the 【事業名】from Japan Agency for Medical Research and Development, AMED.

(2) 和文表記例

謝辞

本研究(の一部)は国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)の【事業名】の支援によって行われた。

6. プレス発表

●本事業の補助事業において、製薬企業等との研究開発契約の締結や雑誌への論文発表等、顕著な成果が得られプレス発表を行う際には、下記の「プレス発表準備の流れ」をご参照の上、「成果利用届」【報告様式3】及び「プレス発表に関する連絡情報」【報告様式4】を作成し、プレス発表の実施が確定次第速やかに AMED 事業担当部署へご一報をお願いします。

<プレス発表準備の流れ(目安)>

	研究者	AMED
・論文アクセプト時	AMED 事業担当部署へ「成果利	主務省庁との調整
·実用化関連	用届」【報告様式3】及び「プレス	AMED 主体のプレス発表となるか検
・イベント	発表に関する連絡情報」【報告様	討(事業趣旨、成果内容、時期等)
についてリリースを行うこ	式4】を事前にメールで提出し、後	※PS、PO とも調整の上、AMED とし
とが確定したとき	日原本を提出してください。	て発表するべきなのか検討します。
4 週間前まで	AMED 事業担当部署ヘプレス原稿	
4 週间削まり	初稿送付(レクチャー付きの場合)	
3週間前まで	AMED 事業担当部署ヘプレス原稿	
3 週目削まり	初稿送付(レクチャー無しの場合)	
	ご所属実施機関・AMED との内容	AMED 内での調整
	調整	

3稼働日前		(担当記者クラブ登録)
Ж П	プレス発表日、事前資料配布(解禁付)	
当日	(記者の取材・レクチャー)	
発表後	情報解禁又はオンライン公開	

V. 執行について

- 1. 補助対象経費の執行にあたって
 - ●実施機関は、【別添 1】「公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、実施機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備する必要があります。
 - ●なお、補助対象経費の執行にあたっては、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合規性・正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。また、計画的な執行に努めることとし、補助事業実施期間終了時又は年度末における予算消化を趣旨とした調達等がないよう注意してください。
 - ●補助事業を円滑かつ効果的・効率的に推進し、より成果をあげるため、執行の柔軟性にも配意を お願いします。
 - ●補助事業の適正な執行を確保するために検査を行います。(「V.8.(2)スケジュール」を参照してください。)検査においては、補助事業の実施状況のほか、経費の適正な執行について確認します。その際には、本書に定めのある必要書類及び証拠書類(原本)を用意してください。(「V.9. 証拠書類の管理について」を参照してください。)また、スムーズな検査を実施するために、「経理処理および経理様式等事前チェックリスト」【経理様式 A-1】を用いた事前確認を必ず行ってください。

2. 補助金の予算費目(大項目)

補助事業の実施に伴う経費は、下表に定める大項目の区分に従って、整理・計上してください。各費目の具体的な使途等については、「V.3.各費目の取扱い」を必ず確認してください。

事業費		当該補助事業に直接的に必要な経費であり、「物品費」・「旅費」・		
		「人件費・謝金」・「その他」の4つの費目(大項目)からなります。		
	(1) <物品費>	補助事業用設備・備品・試作品、ソフトウェア(既製品)、書籍購入費、		
	(1) <物品頁>	補助事業用試薬・材料・消耗品の購入費用		
	(2) <旅 費>	「補助事業参加者リスト」【計画様式3】記載の補助事業参加者に係る旅		
		費、外部専門家等の招聘対象者に係る旅費		
		人件費: 当該補助事業のために雇用する研究員等の人件費		
大項目	(3)<人件費・謝金>	謝金:講演依頼、指導・助言、被験者、通訳・翻訳、単純労働等の謝金		
目		等の経費		
		上記の他、当該補助事業を遂行するための経費		
	(4) <その他>	例)		
		補助事業成果発表費用(論文投稿料、論文別刷費用、HP作成費		
		用等)、会議費、運搬費、機器リース費用、機器修理費用、印刷費、		
		外注費、検査業務費		
		間接経費:事業費に対して一定比率(30%以内)で手当され、		
		当該補助事業の実施に伴う実施機関の管理等に必要な		
		経費として AMED が支払い、実施機関が使用する経費		
間接経費/一般管理費		一般管理費:事業費に対して一定比率(10%)で手当され、一般		
		管理業務に必要な経費として、AMED が支払い、実施機		
		関が使用する経費		
		※環境整備等を目的とする事業については、間接経費でなく一般管理費		
		を適用します。		

3. 各費目の取扱い

- ●「研究者主導治験又は臨床試験事業」における経費の計上については、本事務処理説明書の定めにより処理するものとします。なお、実施機関において「研究者主導治験又は臨床試験における受託研究規程」等が定められている場合にあっては、各実施機関の規程の定めによることができるものとします。
- ●当該補助事業の遂行のために直接的に必要な経費が支出対象となります。
- ●適正な補助対象経費の執行を証明する証拠書類を整備し、発生した経費の妥当性を実施機関の責任において客観的に説明する必要があります。実施機関内の意思決定から契約・検収・支払いまでの過程が確認できる一連の証憑類を証拠書類として整備・保管し、国の会計検査や

AMED による経理調査等の際に支障のないように対応してください。詳細は「V. 9. 証拠書類の管理について」を確認してください。

- ●補助対象経費は、合目的性(当該補助事業の目的・趣旨への適合性)に十分留意の上、原則として、各実施機関の規程に従って適切に支出・管理してください。但し、AMED 特有のルールを設けている事項については、本書に従って適正に執行してください。
- ●実施機関の規程に基づく執行であっても、当該補助対象経費の財源が国費であることに照らして、 AMED が不適切と判断する場合は、全額もしくは一部を認めないことがあります。
- ●補助事業における不正・不当な行為は、適正化法に基づき、罰則の対象となります。詳細は「V. 12.補助金の不正な使用等に対する措置等について」を確認してください。
- ●なお、科学研究費補助金(以下「科研費」という。)を受給している実施機関は、補助対象経費の使途に関して本書に記載のない事項について、各実施機関における科研費の取扱いに準拠することで差し支えありません。

(1) <物品費>

- ①研究用設備・備品・試作品
 - ●備品とは「取得価格が 10 万円以上(消費税込み)50 万円未満(消費税込み)で、かつ耐用年数が1年以上のもの」、設備(資産)とは「取得価格が 50 万円以上(消費税込み)で、かつ耐用年数が1年以上のもの」と定義します。
 - ●補助事業用設備・備品は、既存の状況を勘案し、必要性・妥当性を十分に検討した上で、 必要不可欠なもののみを調達してください。その際、必ず要求仕様書を作成してください。ただ し、実施機関の会計規程等で要求仕様書の作成が省略できる場合には、カタログのコピー (補助事業用設備・備品の全体が分かる部分および性能が分かる部分)を添付してください。
 - ●1 契約で同一の補助事業用設備・備品を複数台購入するときは、その必要性を記した理由書をご用意ください。
 - ●補助事業用設備・備品の購入に伴う電気工事は、補助事業用設備・備品を設置する室内 の分電盤から補助事業用設備・備品を設置する近辺までの工事に係る費用とします。なお、 工事業者への発注については、備品購入の手続と基本的に同じです。
 - ●補助金で購入した補助事業用設備・備品を改造した場合は、物品費で計上し、AMED に取得物品の報告をする際は、「○○年度○○省(機関)事業購入の○○装置の改造」という表記をしてください。なお、経済産業省から承継した事業で、承継前の年度に取得し、同省に取得物品として報告した補助事業用設備・備品等の改造を行うときは、事前に担当事業課にご相談ください。
 - ●AMED 所有の物品(提供物品)について資産として計上すべきような改造等を加える場合は、事前に担当事業課に相談してください。なお、既存施設・設備等の改造であっても当該補助事業に直接必要かつ不可欠である場合には、事業費から支出することができます。

●通常実施機関に常設されているもの(例:机、椅子、衣装ロッカー等)については、物品費 として計上できません。

②書籍購入費

- ●購入する書籍等の「題名」を明確にしてください。補助事業に直接必要と認められない書籍 (例:入門書、概要説明書)は、計上が認められません。
- ●年間購読の場合で当該年度に計上できる経費は、交付決定日又は業者との契約締結日から当該年度の3月31日までの分です。年度を跨いだ経費につきましては、翌年度に計上してください。当該年度に計上できるのは、経過月(検収が終了した月)分だけです。

③補助事業用試薬・材料・消耗品の購入費用

- ●消耗品とは「取得価格が10万円未満(消費税込み)のもの、又は耐用年数が1年未満のもの」です。
- ●実施機関が一括購入した試薬等の各事業への振替について
 - ○有機溶剤又は液化窒素ガス等で実施機関が一括購入し、使用量の実績に基づき各研究室又は各業務に振替を行う場合は、一括管理している部署が作成している使用料の実績表、各研究室又は各業務に振り替えた振替伝票を証書綴りに綴ってください。
 - ○各研究室又は各業務に金額を振り替える際に使用する単価の根拠(業者と単価契約を している場合は、単価契約書又は当該物品の購入時のエビデンス等)を明確にしてください。
- ●文房具類、照明器具用の一般用事務用品は、計上できません。ただし、補助事業用設備・ 備品等に用いられる文房具類等(例:データ等を印刷するプリンターのトナー等、データ等の ファイリング用品)は物品費として計上ができます。
- ●被験者への謝品を購入する場合は、「受領簿」を整備してください。※受領簿に記入する事項:受領日、氏名、住所、受領印(サインも可)

4 留意事項

- ●特に高額な調達を行う場合は、参考見積を入手する等して市場価格の把握を行った上で、 計画と実際の執行に大幅な金額の変動が生じないよう十分留意してください。
- ●物品等の調達にあたっては、経済性・効率性の観点から、競争原理(相見積・入札制度) の積極的な導入が求められます。
- ●国立大学法人、独立行政法人等の政府関係機関は国際競争入札の対象となりますので高額な物品等の調達は納期等に十分留意の上、行ってください。

(2) <旅費>

①旅費の算定基準

旅費の計上については、各実施機関の旅費規程等に準拠します。(検査時に規程等を確認することがあります。)

②旅費支出の対象となる者

- (i)「補助事業参加者リスト」【計画様式3】に記載のある者
- (ii) 外部専門家等の招聘対象者
- ③旅費支出の対象となる事由
 - (i) 研究成果の発表
 - ●研究成果の発表で旅費を計上する場合、原則として、筆頭演者1名分が対象となります。 ただし、その演題についての質疑に対応するために共同演者の同行が必要な場合は、同行 者として旅費計上の対象とすることが可能ですが、同行者については、必要最小限の人数 としてください。
 - (ii) AMED が主催するミーティング、シンポジウム
 - (iii)補助事業チーム内のミーティング
 - (iv) 外部専門家等の招聘
 - (v) フィールドワーク(観測、試料採取、現地調査等) 観測、サンプルの採取等のフィールドワークを行う際に公共交通機関が使用できない場合は、タクシー・レンタカー・社有車・自家用車の使用を認めることがあります。
 - (vi) その他補助事業遂行上、必要な事由が発生した場合
 - ●補助事業のための必要な情報収集及び調査旅費の計上については、当該補助事業課題の遂行上、必要不可欠な情報収集であり、当該補助事業課題の内容や方向性に大きく 影響を及ぼす可能性がある場合に限定されます。
 - ●旅費を計上する場合は、情報収集及び調査又は同行が必要な理由を明確に記載した 「出張報告書」が必要となります(様式任意)。

④旅費における証拠書類等

(i) 証拠書類

出張命令(依頼)書、外勤命令(依頼)書、旅費計算の明細書・精算書、搭乗券の半券、航空券購入時の領収書、タクシー・レンタカーの領収書(諸経費を含む)、出張報告書(様式任意)。

(ii)渡航雑費

渡航雑費で認められるものは、以下のとおりです。

傷害保険料、パスポート交付手数料(費用負担は、5年用を上限とします。)、査証手数料、発券手数料、予防注射料、国内外の空港使用料等。

(iii)海外経費の円換算

海外で使用した経費の円換算は、実施機関の規程等によるレートを使用してください。その際、レート換算の証拠書類を添付してください。なお、外貨を円換算する際に発生した円未満の端数は、切り捨てとなります。

(iv) クレジットカードでの支払い

実施機関の規程等により法人クレジットカードの使用が認められている場合は、クレジット会社の請求額を計上してください。その際の証拠書類は、通常の旅費の証拠書類に加えてク

レジット会社の明細書も添付してください。クレジットカード払いを収支簿へ計上する場合は、3月末までに検収をし、4月末までに引落しが完了したものに限ります。

(v) キャンセル料

やむを得ない理由によりキャンセルした場合のみ、キャンセル料の計上を認める場合があります。その際、キャンセルが発生した理由等を明確にしておいてください。

(vi) 年度を跨ぐ出張

年度を跨いで出張した場合旅費の計上については、出張期間の年度区分にしたがって処理してください。

事例:

出張期間: 平成 29年 3月 25日~平成 29年 4月 10日

平成 28 年度計上分: 平成 29 年 3 月 25 日~平成 29 年 3 月 31 日の宿泊費まで 平成 29 年度計上分: 平成 29 年 4 月 1 日~平成 29 年 4 月 10 日まで

⑤ 留意事項

- ●旅費支出にあたっては、補助事業遂行上必要かつ合理的な人数、期間となるよう適切に判断してください。
- ●移動の手段は、原則、公共交通機関をご利用ください。
- ●航空運賃は、原則、割引航空運賃を利用してください。
- ●グリーン車(A寝台)、航空運賃のファーストクラス、ビジネスクラス等の特別車両の利用の可否は、実施機関の規程等に従います。
- タクシー代については、実施機関の旅費規程等で認められている場合に限り計上することができ、その場合は、検査時に、利用理由を確認することがあります。
- ●レンタカー利用の可否は、実施機関の旅費規程によります。使用した場合は、理由書を添付してください。
- ●社有車・自家用車の利用は、実施機関の旅費規程等で認められており、かつAMEDの事業にのみ利用されていることが明らかな場合に限り、その諸経費も含めて計上することができます。ただし、社有車・自家用車の減価償却費の計上は認めません。 なお、社有車及び自家用車にて出張した際の事故等については、実施機関において解決するものとします。※諸経費とは、駐車場代、高速代、ガソリン代等。(社内規程によります。)
- ●博士、修士課程の学生への支出について「補助事業参加者リスト」【計画様式3】に記載のある者であり、当該補助事業の成果発表等、旅費対象事由に該当する場合には、実施機関の規程に従って支出することが可能です。なお、教育目的のみでの支出はできませんので、特に学部生等の取扱いについては、その必要性をより慎重に検討し、実施機関で適切に判断してください。
- ●学部生の出張は、研究者の方と一緒に国内出張する場合に限り認めます。ただし、事業として研究者と一緒に海外出張が認められている場合は、この限りではありません。

(3) <人件費·謝金>

①人件費·謝金【大学·企業等共通】

● 人件費の算出については、以下の2つの算出方法より、どちらかを選択してください。ただし、 1度選択した算出方法は、年度中に変更することはできません。『別紙 人件費単価につい て』をご参照ください。

(i) 実績単価計算

実施機関が研究者に支払った給与及び法定福利費を計上します。検査の時に、給与台帳 または給与明細等で確認する場合があります。

(ii) 健保等級単価計算

健康保険の等級を基に、定められた月額単価、時間単価を適用する方法です。実施機関で単価を算出する必要はありません。なお、健保等級単価を適用しないときは、実績単価計算を適用してください。

- ●講演等を依頼した講師や委員会の委員、及び被験者(アンケート等の謝金)、通訳・翻訳 者への謝礼を「謝金」と定義します。謝金に関する注意事項は以下のとおりです。
 - ○当該補助事業実施に伴い直接必要である場合に限り支出可能です。
 - ○実施機関の規程に基づき支出してください。規程がない場合は、実施機関で決裁を受けた 書類のコピーを添付してください。
 - ○補助事業参加者リストに名前を登録している研究者に対して、謝金の支出はできません。
 - ○学部生を継続的に雇用するときは、謝金として支出するのではなく、雇用契約を締結し人件費として計上してください。

②人件費·謝金【大学等】

(i) 雇用の基準

- ○雇用は実施機関が自ら行い、当該人件費・謝金を補助対象経費に計上してください。
- ○雇用契約に関わる諸条件は各実施機関の規程に準拠します。

(ii) 事業費での雇用対象

- ○補助事業担当者、当該補助事業を遂行するために直接必要な研究員・技術員・研究補助員等で、「補助事業参加者リスト」【計画様式3】に記載のある者。(公募要領等に特段の定めがある場合を除く。)
- ○研究補助員等には、研究室に勤務していて当該事業遂行に必要不可欠な集計、資料 整理及び当該事業に係る経理事務等を行う者を含むものとする。(実施機関が、当該実 施機関の給与規程等に基づき雇用する場合及び人材派遣会社からの派遣事務員に限 る。)

なお、国からの資金(交付金・補助金等)、公費による人件費措置の対象者であって、かつ 当該資金(交付金・補助金等)に対する人件費の置換えが認められていない場合は、事業 費により支出することができません。

※ただし、平成 26 年度以前からの研究を継続している事業につきましては、採択時の定めによるものとします。

●兼業者の取扱いについて

作業日誌等により作業日又は従事時間を区分し、当該補助事業に該当する部分の人件費を計上してください。(各種手当て・社会保険料等も適切に按分し計上すること。)なお、裁量労働制を適用している場合には、エフォート率による按分計上が可能です。

【裁量労働適用者の兼業に関する事務手続について】

(a)業務開始時

- ●業務管理者は、裁量労働制を適用した当該研究員の業務内容及びエフォート率の設定を行い「裁量労働者エフォート率申告書」【経理様式 B-1】を作成し、当該業務開始時に実施機関等の人事責任者等へ提出してください。人事責任者等は当該申告書を適切に保管してください。
- ●なお、申告したエフォート率の変更が必要となった場合には、「裁量労働者エフォート率申告書」【経理様式 B-1】を再度作成してください。
- ●業務管理者は原則として補助事業担当者とし、業務実施状況を把握の上、適切に管理してください。

(b) 業務完了時

- ●業務管理者は当該研究員の業務実施状況を把握し、「裁量労働者エフォート率報告書」【経理様式 B-2】の作成を行い、当該年度終了時に人事責任者等へ提出してください。人事責任者等は当該報告書に基づき、人件費計上額が適正であることを確認してください。
- ●また、「補助対象経費【事業費】収支簿」【経理様式 A 2 】の提出が必要となる実施機関は、当該報告書の写しを収支簿に添付して AMED へ提出してください。

(c) 留意事項

- ●実施機関は、業務成果の目標及び業務の方法に配慮しつつ、実施機関の規程に基づき、エフォート率の設定を適切に行ってください。
- 実施機関の人事責任者等は当該研究員に対し作業内容及びエフォート率を確実に通知してください。
- ●実施機関は、エフォート率の実態が報告等と乖離が生じないよう適切に管理を行ってください。不適切な経理処理が判明した場合には、当該研究員に支払われた人件費の全部又は一部を返金して頂きます。
- ●本項「②人件費・謝金」において用いられる"エフォート率"とは、雇用契約で定める全従 事業務に占める当該事業での従事割合を意味します。

●「裁量労働者エフォート率申告書」【経理様式 B-1】及び「裁量労働者エフォート率報告書」【経理様式 B-2】と同等の様式の備えがある場合には、実施機関の様式で代替することが可能です。

●雇用に関しての留意事項

- ○雇用契約書・作業日誌等の雇用関係書類を整備し、当該補助事業にかかる従事状況を 適切に把握・管理してください。
- ○補助事業開始前の人件費は計上できません。
- ○補助事業遂行上必要な人材を必要な時期に適切な処遇で雇用できるよう配慮してください。
- ○学生を雇用する際は、学業に支障をきたさないよう配慮してください。

(iii) RA (Research Assistant) の推奨

- ○AMEDでは、第4期科学技術基本計画における推進方策(※)を踏まえ、博士課程(後期)在学者がRAとして雇用される際の給与水準は、経済的負担を懸念することのないよう、生活費相当程度とすることを推奨します。
- ※「国は、優秀な学生が安心して大学院を目指すことができるよう、フェローシップ、TA(ティーチングアシスト)、RA(リサーチアシスタント)など給付型の経済支援の充実を図る。これらの取組によって「博士課程(後期)在学者の2割程度が生活費相当額程度を受給することを目指す。」という第3期基本計画における目標の早期達成に努める。」

【RA の雇用に関する留意点】

- ●博士課程(後期)在学者を対象として、給与水準を年間ベースで 200 万円程度、月額では 17 万円程度とすることを推奨します。
- ●具体的な支給額、支給期間等については実施機関にて判断ください。なお、上記水準 以下での支給を制限するものではありません。
- ●他制度より奨学金や RA としての給与の支給を受けている場合であっても、他制度及び 所属機関において支障がなく、AMEDにおける研究目的との重複がない場合には、複数 資金を受給することも可能です。

(iv) 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの推奨

- ○AMED では「文部科学省の公的研究開発費により雇用される若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援に関する基本方針」(平成 23 年 12 月 20 日 科学技術・学術審議会人材委員会)の趣旨を踏まえ、補助事業担当者が、補助対象経費で雇用する若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組むことを推奨します。
- ○例えば、補助対象経費で雇用された専従研究員は、補助事業の推進に支障のない範囲

で、キャリアアップを目的とした企業と共同の講義やセミナー、短期インターンシップ、交流会等(以下「セミナー等」という。)に参加することができます。この場合、セミナー等に参加した時間の人件費を控除する必要はありませんが、当該セミナー等に係る参加費や旅費は事業費での計上が認められませんので留意してください。

③人件費·謝金【企業等】

(i)雇用の基準

- ○雇用は実施機関が自ら行い、当該人件費・謝金を補助対象経費に計上してください。
- ○雇用契約に関わる諸条件は各実施機関の規程に準拠します。

(ii) 事業費での雇用対象

- ○補助事業担当者、当該補助事業を遂行するために直接必要な研究員・技術員・研究補助員等で、「補助事業参加者リスト」【計画様式3】に記載のある者。(公募要領等に特段の定めがある場合を除く。)
- ○研究補助員等には、研究室に勤務していて当該事業遂行に必要不可欠な集計、資料 整理及び当該事業に係る経理事務等を行う者を含むものとする。(実施機関が、当該実 施機関の給与規程等に基づき雇用する場合及び人材派遣会社からの派遣事務員に限 る。)

なお、国からの資金(交付金・補助金等)、公費による人件費措置の対象者であって、かつ 当該資金(交付金・補助金等)に対する人件費の置換えが認められていない場合は、事業 費により支出することができません。

※ただし、平成 26 年度以前からの研究を継続している事業につきましては、採択時の定めによるものとします。

●専従者の取扱いについて

- ○当該年度において、当該事業にのみ従事する研究員を「専従者」として定義し、継続して 6ヶ月以上勤務できる者とします。期中で他の業務に従事する場合や連続して2週間以上の休暇(土日祭日を含む。)を取得する場合は専従者としてみなされません。
 - 専従者の人件費は、企業等が支払った実績単価計算又は健保等級単価計算により計上を行ってください。なお、当該専従者が月給制又は年俸制の場合には「作業月報」【経理様式 C 1】を、時給制又は日給制の場合には「作業日誌」【経理様式 C 2】を作成し、「補助対象経費【事業費】収支簿」【経理様式 A 2】に添付して AMED へ提出してください。
- ○専従者がやむを得ない事情で一時的に当該事業に従事できなかった場合は、当該月の人 件費についてのみ就業日数における「日割」での減額計算を行います。
 - ・「ケガ・病気で入院」等の事由により、連続して2週間以上の休暇を取得する場合。(土

日祭日を含む。)

- ・当該業務に関係のない業務に従事した場合。(例:研究室又は居室の引越、レイアウトの変更等)
- ・欠勤等により給与支給額の減額がある場合も、当該月の就業日数における日割りでの 減額を行います。
- ◆人材派遣会社から派遣される研究員費の計上について、タイムシートのほかに、作業日誌を 作成してください。

●兼業者の取扱いについて

当該事業に従事しながら、他の業務にも従事する研究員を「兼業者」と定義します。

兼業者の人件費は、「人件費精算書」【経理様式 C - 3 】または「人件費積算書」【経理様式 C - 5 】及び「作業日誌」【経理様式 C - 2 】により当該補助事業に該当する部分の人件費を適切に按分の上、計上してください。作成した「人件費精算書」【経理様式 C - 3 】または「人件費積算書」【経理様式 C - 2 】は、「補助対象経費【事業費】収支簿】【経理様式 A - 2 】に添付して AMED へ提出してください。

(iii) 証拠書類について

○人件費の計上にあたっては、出勤簿、タイムカード、雇用契約書・人事発令書、労働条件 通知書、支給額明細書、支払証明書(領収書、銀行振込の明細)、賃金基準表、就 業規則、被保険者標準報酬決定(改定)通知書、健保等級証明書、給与規程及び 会計伝票又はこれらに類する書類を実施機関において整備・保管してください。書面検査 又は実地検査においてこれらの提出・提示を求める場合があります。

(iv) その他の留意事項

- ○人件費を計上する際には、「従事証明書」【経理様式 C 4】又は「健保等級証明書」 【経理様式 C - 6】を作成し、補助対象経費【事業費】「収支簿」【経理様式 A - 2】に 添付して AMED に提出してください。ただし、当該補助事業に従事することが明記されてい る任意の雇用関係書類(労働契約書、労働条件通知書、同等の覚書、辞令等)を提 出できる場合は、本証明書の作成を省略することができます。
- ○実施機関において定められている基準勤務時間内での研究実施を原則とし、超過勤務が 必要となる場合であっても必要最小限となるよう留意してください。
- ○人件費には各種手当て、法定福利費を含むことができます。
- ○補助事業期間外に支給された給与、賞与は計上できません。

雇用形態別必要書類

雇用形態				人件費精算書	従事証明書(※)
		作業月報	作業日誌	【経理様式 C-3】	【経理様式 C-4】
		【経理様式 C-1】	【経理様式 C-2】	人件費積算書	健保等級証明書
				【経理様式 C-5】	【経理様式 C-6】
専従者	月給制·年俸制	0	_	_	0
	時給制·日給制	_	0	_	0
兼業者		_	0	0	0

※当該補助事業に従事することが明記されている任意の雇用関係書類(労働契約書、労働条件通知書、同等の覚書、辞令等)が提出できる場合は、従事証明書の作成を省略することができます。

(4) <その他>

- ①補助事業成果発表費用及び学会参加について
 - ●学会参加費のようなクレジットカード払いでしか支払いができない場合は、個人のクレジットカード の使用ができるものとします。証拠書類として、領収書、学会参加がわかる参加証などを添付し てください。
 - ●補助事業成果発表費用の計上は当該事業に関するものに限ります。
 - ●論文別刷費用は適正な部数を計上してください。
 - ●科学雑誌への論文の掲載料、校正料、翻訳等に要する経費の計上を認めます。
- ②会議費について
 - (i)会議費に含まれるもの
 - ●会場借料
 - ●飲食費用(アルコール類除く)※対象となる会議については、下記 (ii) を参照してください。
 - ●その他、会議に必要な費用
 - (ii)飲食費支出の対象となる会議
 - 当該補助事業で得られた事業成果の発表等、当該補助事業に直接的に関係する会議 (ワークショップ、シンポジウムを含む)を主催する場合であり、かつ外部の研究者が参加する 会合であることを要件とします。
 - ●食事代を計上できるのは、その会議の内容及びその時間帯において開催する必要性を明確に説明できる場合に限ります。(例:昼食時間(12時から13時)を跨ぐ場合、または19時以降まで会議を行う場合)
 - ●補助事業参加者のみによる定例的な研究ミーティングは対象となりません。(他の実施機関の者であっても、当該補助事業(補助事業名)内の補助事業参加者は「外部の研究者」に含まれません。)

(iii) その他留意事項

- ●会議を開催したときは、出席者名簿及び議事録を作成してください。
- ●事業成果の発表や当該補助事業の推進に係るシンポジウム・ワークショップ・ミーティング等に伴う会議費の支出にあたっては、国費を財源とすることに鑑み、必要最小限、極力簡素なものとするよう留意してください。特に、飲食費の支出にあたっては国民の疑義を招くことのないよう、金額・参加者の妥当性を適切に判断の上、執行してください。
- ●他の実施機関や学会等と共同で開催するような会合における会議費については、適切に分担して費用計上することとしてください。
- ●学会等参加時に当該補助事業参加者が支払った懇親会費は事業費の対象となりません。
- ●学会参加費に食事代あるいは懇親会費が含まれており、その額が区分されている場合は、当該金額を控除したものを計上してください。金額が明確でない場合は、計上することはできません。ただし、実施機関の旅費規程等により食事代あるいは懇親会費等の減額が規定されている場合は、その規程に従って計上してください。

③リース・レンタルについて

- ●設備等については、購入の他、リースやレンタルも可能です。 ただし、リース・レンタルを行う場合であっても、その契約にあたっては競争原理の導入が求められます。また、購入する場合に比して経済的であることが必要です。リース・レンタルを行うことにより、当該補助対象経費が過度な負担を負うことは認められません。なお、補助事業担当者が異動する際に補助事業に支障の生じないことが前提となります。
- ●リース・レンタルの計上費目は、「物品費」ではなく「その他」としてください。
- ④リース料・レンタル料、ソフトウェアライセンス・雑誌年間購読料、保守費等の計ト範囲について
 - ●上記費用を前納(一括払い)した場合でも、事業費として計上できるのは、原則として既経 過期間のみとなります。
- ⑤実施機関所有の設備・装置の使用について
 - 当該補助事業に直接使用する実施機関所有の設備・装置について、実施機関の規程等により合理的と認められる使用料が課されている場合は、当該経費を事業費から支出することができます。

⑥施設・設備等の保守

- ●修理費について、当該補助事業に直接必要である施設・設備等の保守料・修理費であれば、 既存の施設・設備等であっても、事業費から支出することができます。なお、当該事業と他の 事業が共同で利用する施設・設備等の保守料・修理費については、利用状況等を勘案した 合理的根拠に基づき区分して負担する場合には、支出することが可能です。
- ●事業費による施設・設備等の修理は、通常の利用の範囲内において必要となった場合に限る こととし、使用者の過失が原因である場合には支出できません。
- ●機器の修理費及び保守費を計上する場合は、何年度に購入した物品かを明確にしてください。
- ●実施機関所有の機械・装置を修理又は保守する場合、100%当該事業に使用している

ことが条件となります。ただし、大学等において、共用使用および他の競争的資金と合算で購入した補助事業用設備・備品は除きます。

⑦補助事業実施場所借上経費について

- 当該補助事業に直接必要であり、専ら使用される補助事業実施場所については、借上経費の支出が可能です。実施機関は、補助事業実施場所の必要性や借上経費の妥当性について適切に判断の上、支出してください。なお、対象となる施設が実施機関所有の場合、その使用料の算出にあたっては利用規則の規程に従う等、算出根拠を合理的に説明し得る方法により行ってください。
- ●補助事業実施場所借上経費の計上を行う場合には、経費の算出根拠を明らかにした証拠 書類を整備し、収支簿の提出が必要な機関においては、「補助対象経費【事業費】収支簿」 【経理様式 A - 2】に添付して提出してください。(様式任意)

⑧印刷費について

報告書及び資料の作成費用として計上できますが、適正な印刷部数を計上してください。

9外注費について

分析・解析等の当該補助事業の開発要素を含まないもの、データベース等のソフトウェア開発に 関する費用が計 上できます。

⑩光熱水料について

- 当該補助事業に直接使用する実験棟、プラント、設備、装置等の運転等に要した光熱水料は、事業費から支出することができますが、その額は専用のメーターに基づく支出を原則とします。なお、専用のメーターが装備されていない場合であっても、専有面積、使用時間等を勘案した合理的な積算根拠があり、その使用料を他の研究や業務と区別できる場合には、事業費から支出することが可能です。ただし、実施機関がその合理性を十分に説明し得る方法により行ってください。
- ●根拠が明瞭でない一定比率を光熱水費として割り当てることはできません。
- ●事務スペース、共用スペースにかかる光熱水料は当該事業に直接使用しているとは言えない ため、事業費からの支出はできません。
- ●専用メーター以外の合理的積算根拠により計上している場合は、経費の算出根拠を明らかに した証拠書類を整備し、「補助対象経費【事業費】収支簿」【経理様式 A – 2 】の提出が必 要な機関においては、収支簿に添付して提出してください(様式任意)。

4. 事業費の執行上の留意事項

(1) 合算購入及び研究機器の共用の取扱い【大学等】

【研究機器の共用使用及び合算購入】

- ●補助対象経費の効率的運用及び研究機器の有効利用の観点から、一定の要件のもと、「研究機器」の共用使用及び合算購入が認められます(消耗品は対象外)。
- ●なお、当該研究機器が補助事業に必要不可欠なものであること、及び補助事業の目的を達成

するに必要十分な使用時間が確保できることが、共用使用及び合算購入の前提となりますので 留意してください。

①共用使用

- 当該補助事業の実施に支障のない範囲内(収益事業での使用を除く)であれば補助対象 経費で購入した研究機器を他の研究に使用することを妨げません。
- ●共用使用を前提として、補助事業に不要、もしくは、必要以上の性能の機器を購入すること は認められません。

②合算購入

- ●研究機器の合算購入の要件は以下のとおりです。なお、合算購入にあたっては、各要件を満たすことを「合算使用届出書」【経理様式 B 3 】により明らかにした上で、必ず事前に AMED の確認を受けてください。
 - (i) 本事業との合算に支障のない資金との合算であること(合算する各資金の要件を確認すること)
 - (ii) 合理的に説明し得る負担割合に基づき購入費用を区分できること
 - (iii) 同一機関に所属する研究者に配分された資金の合算であり、研究者が所属機関の変更(異動)を行う場合でも、当該補助事業の推進に支障の生じないこと
- ●同一実施機関所属の複数の研究者の資金を合算する場合は、異動時の取扱いについて、 実施機関事務局を交えて費用分担割合等を考慮の上、事前に当事者間で取り決めください。 但し、既に異動が判明している場合、複数の研究者の資金を合算して研究機器を購入する ことは原則として認められません。

(2) 旅費・消耗品の合算使用の取扱い【大学・企業等共通】

- ●一つの契約に係る支払いを本事業の事業費と他の事業の経費で行う合算使用として認められる事例は、以下のとおりです。
 - (i) 本事業と他の事業の用務を合わせて 1 回の出張を行う場合で、本事業と他の事業との間で経費を適切に区分できる場合。ただし、出張先の目的が複数の案件の場合は、出張旅費を目的の案件数で按分してください。
 - (ii) 消耗品を購入する場合で、本事業と他の事業との間でその使用区分を明確にした上で、その区分に応じた経費を合算し、一括して消耗品を購入する場合

(3) その他の事業費に係る留意事項

- ①当該補助対象経費執行に係る発注
 - ●発注・検収業務について、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営する等、「公的研究費の管理・監査のガイドライン」に則り、適切に行ってください。

②事業費の収支管理

- ●事業費の収支を明らかにするために補助対象経費【事業費】「収支簿」【経理様式 A 2 】を作成し、『物品費、旅費、人件費・謝金、その他』の費目毎に収支管理を行って頂く必要があります。収支簿作成に当たっては、「V.9.証拠書類の管理について」を参照してください。
- ●一定の要件が満たされる場合、収支簿の提出の省略が認められますが、この場合であっても「V.9. (2) 収支簿の記載方法について」に従って、収支簿を適切に作成頂く必要があります。
- ●実施機関において物品調達を行った際に納入遅延金が発生する場合には、その旨を速やかに AMED へ連絡してください。その連絡をもとに、AMED より実施機関に対し返金通知書を発行します。実施機関は当該通知に基づき、納入遅延金を AMED へ返金してください。

③事業費の支出方法について

●事業費の支出(実施機関から納入業者等への支払)は、原則として金融機関からの振込としてください。(手形取引、相殺決済、ファクタリングは認められません。)

④事業費として計上できない経費

- ●当該補助事業の補助事業目的及び趣旨に合致しないもの
- ●間接経費又は一般管理費(以下「間接経費等」という。)としての使用が適当と考えられる もの
- ●「敷金・保証金」等で予め戻入となることが予定されているもの(※)
 - ※「大学等」に該当する実施機関が、戻入時にその敷金・保証金を AMED へ返金可能である場合には支出可とします。
- ●「特許関連経費(出願料、関係旅費、手続き費用、翻訳費用等)」「学会年会費」等で 実施機関や補助事業参加者の権利となるもの
 - ※公募要領等により特段の定めがあるものを除く。
- ●補助対象経費の精算等において使用が適正でないと AMED が判断するもの
 - ※特許関連経費については、間接経費等に計上することを原則とします。しかし、研究機関が出願しない場合であって、AMEDが技術の有用性、特許出願の必要性等に鑑みて出願することが適当と判断したものについては、AMEDが権利を譲り受けて出願することが可能ですので相談してください。

⑤物品・役務等の調達に係る競争原理の導入について

●選定理由書

○購入機種を特定する場合は、機種選定理由書をご用意ください。その中で、類似の機種と 比較した機種比較表も作成してください。 ○特定の業者から購入する場合は、必ず業者選定理由書を作成してください。また、選定理由書に、競争による調達を行わない理由を明確にしてください。

【大学等】

●物品・役務等の調達にあたっては、各機関の規程に従い、競争原理に配慮して処理を行ってください。

【企業等】

- ●物品・役務等の調達に、1 契約が 100 万円以上(消費税込み)の場合は、原則として、適正な証拠書類を整備した上で、競争原理を導入した調達(入札又は相見積もり)を行ってください。
- 1 契約の金額とは、契約書(もしくは見積書)記載の金額又は契約期間における総見込み 支払額とします。競争による調達を避けるために分割して調達することは認められません。

⑥100%子会社等又は自社から調達を行う場合の利益排除について

- (i) 100%子会社等から1契約100万円以上(消費税込み)の物品又は役務の調達を 行う場合(1契約が100万円未満(消費税込み)の場合は以下の利益排除手続を 省略することが可能です)
 - ●合理的な選定理由により原価による利益排除が困難な場合は、まず(a)の方法を,
 - (a)の方法が存在しない場合は(b)の方法を、(b)の方法が存在しない場合は(c)の方法を選択してください。
 - (a) 100%子会社内の部門間で当該年度適用の部門間振替価格を取り決めている場合は、その価格による経費の計上。但し、部門間で利益率を取り決めている等、部門間振替価格に利益が計上されている場合は、利益排除を行ってください。
 - (b) 100%子会社等と自社との間で当該年度適用の取引価格を取り決めている場合は、その取引価格による経費の計上。但し、子会社等と自社との間で利益率を取り決めている等、取引価格に利益が計上されている場合は、利益排除を行ってください。
 - (c) 100%子会社等の単独財務諸表から算出される経常利益率(経常利益/ 売上高、小数点以下第2位を切り上げ)による利益排除。
 - ●100%子会社等とは、実施機関の持分比率が連結決算ベースで 100%となる子会 社・孫会社をいいます。(期中で出資比率が変動する場合は、出資比率変更日以降 から、計上方法を変更してください。)
 - (c)の経常利益率は、前年度の決算における値を使用してください。
 - ullet (a) \sim (c) いずれの方法においても、証拠書類にて明らかにできるよう整備してください。
 - (a) ~ (c) のいずれの方法によることも困難であるとして利益排除を行わないこと

は認められません。

- (ii) 自社から物品又は役務の調達を行う場合(調達金額の多寡にかかわらず利益排除を行ってください)
 - 合理的な選定理由により競争による調達を行わない場合の経費の計上にあたっては、原則として、製造原価又は仕入原価を用いることにより利益排除を行ってください。なお、原価の証拠書類等を明らかにできない場合には、自社の製造部門の責任者名によって、製造原価証明を作成してください。
 - 合理的理由により原価による利益排除が困難な場合は、まず(a)の方法を、(a)の方法が存在しない場合は(b)の方法を選択してください。
 - (a) 自社部門間で当該年度適用の部門間振替価格を取り決めている場合は、その価格による経費の計上。但し、部門間で利益率を取り決めている等、部門間振替価格に利益が計上されている場合は、利益排除を行ってください。
 - (b) 自社の単独財務諸表から算出される経常利益率(経常利益/売上高、小数点以下第2位を切り上げ)による利益排除。
 - (a)、(b)いずれの方法においても、証拠書類にて明らかにできるよう整備をしてく ださい。
 - (a)、(b)のいずれの方法によることも困難であるとして利益排除を行わないことは 認められません。

(iii) その他

- 100%子会社等が委託先である場合、その親会社からの調達は、利益排除の対象とはなりません。
- ●経常利益率による利益排除の方法を選択する際に、当該会社が決算上赤字等(決算書上の経常利益が赤字もしくは 0)の場合には、利益排除の必要はありませんが、その価格の適正性には十分な配慮を行ってください。
- ●適正な価格競争の結果、100%子会社又は自社が一番安価な場合は、利益排除 の必要はありません。

5. 間接経費、一般管理費について

(1)間接経費の執行

●間接経費は【別添2】「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(平成26年5月29日 競争的資金に関する関係府省連絡申し合わせ)に則り、実施機関の責任において、計画的且つ適正に執行するとともに領収書等の証拠書類を整備し、また、それらを事業完了の年度の翌年度から5年間適切に保管し、使途の透明性の確保に努めてください。

(2)間接経費の算定・請求

- ●間接経費は事業費に対する30%を上限に措置されます。
- ●間接経費の算定(事業費×間接経費率)にあたっての端数処理は「1 円未満切り捨て」となります。
- (3) 間接経費の主な使途
 - ●「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」にて下表のとおり示されています。 【間接経費の執行に係る共通指針 URL】

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1337573.htm

間接経費の主な使途の例示

被配分機関において、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費(「3. 間接経費導入の趣旨」参照)のうち、以下のものを対象とする

- ○管理部門に係る経費
- 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費
- 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費など

- ○研究部門に係る経費
- 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金国内外旅費、会議費、印刷費、新聞·雑誌代、光熱水費

当該事業の応用等による研究活動の推進に係る必要経費研究者・研究支援者等の人件費、物品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

- -特許関連経費
- 研究棟の整備、維持及び運営経費
- 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費
- 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費
- 設備の整備、維持及び運営経費
- ネットワークの整備、維持及び運営経費
- 大型計算機(スパコンを含む)の整備、維持及び運営経費
- 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費
- 図書館の整備、維持及び運営経費
- ほ場の整備、維持及び運営経費 など
- ○その他の関連する事業部門に係る経費

- 補助事業成果展開事業に係る経費
- -広報事業に係る経費 など
- ※上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

(4)一般管理費について

●環境整備等の事業であれば、間接経費の代わりに一般管理費として10%計上できます。

(5) 留意事項

- ①間接経費、一般管理費の返金
 - ●補助事業の実施の結果、実施機関に補助事業遂行上、不要となる補助対象経費の残額が生じ、AMED へ返金を行う場合には、返金を行う補助対象経費に相応する間接経費等を加えて AMED へ返金してください。(計画変更等に伴い事業費が減額された場合の間接経費等の精算・返金についても同様としてください。)また、当初措置された間接経費等の額と執行実績額が乖離し、間接経費等のみに余剰が発生した場合は、当該執行残高を AMEDへ返金してください。
- ②補助対象経費の返金に係る間接経費等の端数計算について
 - ●返金対象となる事業費に対応する間接経費等の計算は以下のとおりです。 「返金すべき間接経費等」=「受入済の間接経費等」-「支出済の事業費に対応する間接経費等」
 - ●支出済の事業費に対応する間接経費の計算における端数処理は「1 円未満切捨て」としてく ださい。

【例】事業費 1.200.000 円のうち 199.994 円を返金する場合の間接経費の計算

- ○支出済の事業費 1,000,006 円 (1,200,000-199,994) に対応する間接経費【間接 経費率:30%】
 - 1,000,006×30% = 300,001.8 = 300,001(1円未満切り捨て)
- ○返金となる間接経費【間接経費総額:1,200,000円×30%=360,000円】 360,000円-300,001円 = 59,999円
- ●大学等が繰越し申請を行う間接経費の端数計算は上記の方法に拠らず、事業費の30%を超過しないよう、繰越を行う間接経費に対して「1円未満切捨て」としてください。なお、間接経費を全額執行している等の理由がある場合は、事業費のみの繰越とすることができます。

③間接経費の報告等

●間接経費にかかる補助対象経費【事業費】「収支簿」【経理様式 A – 2 】及び証拠書類を AMED へ提出する必要はありませんが、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」 に示されている「使途透明性の確保」の観点から、適正な執行を証明する証拠書類を整備く

ださい。

- ●「競争的資金に係る間接経費執行実績報告書」【経理様式 A-3】を作成する場合は、委託 先の間接経費等の額を合算して記入してください。また、実施機関が受けている全ての間接 経費等を合算して使用している場合は、全ての機関から受けている間接経費等の受入額及 び支出額を「競争的資金に係る間接経費執行実績報告書」【経理様式 A-3】に明記してく ださい。
- ●間接経費の執行結果については「競争的資金に係る間接経費執行実績報告書」【経理様式 A 3 】により報告してください。なお、提出に当たっては、実施機関として同報告書 1 部を PDF 化し、指定のメールアドレスに期限の 6 月末日までにお送りください。

【経理様式 A-3】提出専用アドレス: kansetsukeihiATamed.go.jp

(上記の"AT"を"@"に置き換えて利用してください)

6. 補助対象経費の執行期限

当該年度における補助対象経費執行に係る契約、検収、支出の期限は下表のとおりです。

手続き	当該年度末 (3/31) に事業 実施期間が終了する補助事業	<u>期中</u> に補助事業実施期間が 終了する補助事業
調達物品等の検収	当該年度の3月31日	補助事業期間終了日又は中止日
役務等の検収	当該年度の3月31日	補助事業期間終了日又は中止日
業者等への支払い(支出)	翌年度の4月30日	補助事業期間終了後 30 日以内

- ※年度を跨がる調達等の契約を行うことは原則としてできません。未然に回避することができないやむを 得ない状況により繰越を希望する場合には、予め AMED に相談してください。詳細は「VI. 繰越制 度について」を参照してください。
- ※人件費における事業主負担分は、上記期限までに支払いが完了していない場合でも、その支払い金額が確定している場合に限り、当該人件費や取引が発生した年度での計上が可能です。
- 7. 補助対象経費の AMED から実施機関への支払いについて
 - (1) 支払いの方法
 - ●「補助金概算(精算)払請求書」【様式 18】に基づき、原則として『均等分割払い』(四半期毎の4回払い)とします。
 - ●但し、下記のいずれかに該当する場合は、『一括払い』とすることが可能です。
 - ①該当年度における事業費の額が 2,000 万円以下の場合
 - ②第3四半期以降に補助事業が開始する場合
 - ③計画変更に伴う追加払いの場合
 - ④その他、特段の事由がある場合
 - ●分割払いの取扱については、「V.8.補助対象経費の分割払いについて」を参照してください。

●交付決定前及び事業期間中に行われる事務管理体制及び財務状況等に係る調査・確認 の結果によっては、AMED が別途指定する方法(精算払等)に従って頂く場合や、交付決 定を見合わせる場合があります。

(2)補助対象経費の請求について

- ●補助対象経費の早期支払いにより、補助対象経費の効率的かつ速やかな執行による補助 事業の円滑な推進、また実施機関の資金繰りの軽減が図られると考えます。各実施機関に おいては、請求書の速やかな発行等の事務処理をお願いします。
- ●実施機関が発行する請求書は補助事業名ごとに作成してください。なお、誤りなく速やかに処理するために、確認事項として請求書類に補助事業名を記載してください。
- ●事業費及び間接経費等の請求は、速やかな支払いを可能とするため、「振込依頼書」や「納入告知書」でなく「補助金概算(精算)払請求書」【様式 18】でお願いします。
- ●納入告知書等で支払期限まで期日の猶予がない場合等には、個別に支払期限を調整させていただくことがあります。

(3)銀行口座の取扱いについて

- AMED の事業費及び間接経費等を管理する銀行口座について、新規の口座を個別に設ける必要はありません。但し、AMED が必要と判断した場合は、当該補助対象経費の収支を明確にするため、専用の普通預金口座(無利息型)を新たに開設していただくことがあります。
- ●収支の記録は補助対象経費【事業費】「収支簿」【経理様式 A 2 】を作成の上、補助事業課題名別に明確に区分してください。
- ●預金利息が発生した場合、AMEDへ報告及び返金する必要はありません。

(4)補助対象経費の変更について

- ●本事業において、当該補助事業の推進状況に基づき、計画の見直し等により、事業期間中 に補助対象経費が増額又は減額する場合は、事業費に対する一定比率で措置されている 間接経費等も、同時に増額又は減額となります。
- ●補助対象経費の変更がある場合は、円滑な計画変更手続きに協力してください。

①補助対象経費の増額変更に伴う追加額の支払い

- ●原則として一括して支払います。
- ●補助対象経費の増額変更に係る計画変更手続き終了後、速やかに増額された補助対象 経費を請求してください。
- ②補助対象経費の減額変更に伴う返金額の支払い
 - ●補助対象経費の減額変更に係る計画変更手続き終了後、速やかに減額された補助対象 経費を一括払いで返金してください。

●分割払いの場合等で、AMED より補助対象経費の支払いが全額完了する前に補助対象経費の減額等が判明した場合は、補助対象経費の減額変更に係る計画変更手続きと併せ、 実施機関から以後の請求額を減額する等の調整をさせていただきます。

8. 補助対象経費の分割払いについて

- (1) 分割額の決定方法
 - ●支払額は、各期とも当該年度における事業費及び間接経費等の合計額を均等4分割した額を原則としますが、以下の理由がある場合は、AMEDにて各期の支払い額を調整させていただきます。実施機関において調整が必要と認められる事由が発生する場合には、速やかにAMEDに相談してください。
 - ①実施機関又は補助事業担当者からの求めがあり、計画の内容や補助事業遂行上の観点から必要であると AMED が判断した場合
 - ②AMED の資金調達及び支払能力の範囲を超えている場合
 - ③その他、AMED が必要と判断する場合

(2) スケジュール

各期のスケジュール等は下記のとおりです。

前年度		03月	●03月下旬迄・・・・交付申請の手続き(実施機関・AMED)
当該年度	第	04月	●04 月下旬頃・・・・第 1 四半期分の請求書(実施機関→AMED)
	1 四 半 期	05月	●05 月下旬頃・・・・第 1 四半期分支払い手続き(AMED→実施機関)
期		06月	●06 月下旬頃・・・・第 2 四半期分の請求書(実施機関→AMED)
第 2 四 半 期		07月	●07月下旬頃・・・・第2四半期分支払い手続き(AMED→実施機関)
		08月	
		09月	●09 月下旬頃・・・・第 3 四半期分の請求書(実施機関→AMED)
		10月	●10 月下旬頃・・・・第 3 四半期分支払い手続き(AMED→実施機関)
第 3 四 半 期	第 3 四 半	11月	●10~11 月頃・・・・中間検査を実施する場合があります。(実施機関・AMED)
	期	12月	繰越を行う実施機関 ●12月25日迄・・・・繰越申請(実施機関→AMED)
		01月	
	第	02月	●02 月上旬頃・・・・第 4 四半期分の請求書(実施機関→AMED)
	第4四半期	03月	●03 月上旬頃・・・・第 4 四半期分支払い手続き(AMED→実施機関) 繰越を行う実施機関 ●03 月中旬~下旬頃・・・・年度末検査・変更承認(実施機関・AMED)
翌年度		04月	
	第 1 四 半 期	05月	●05月31日迄・・・・「補助事業実績報告書」等の各種報告書類の提出(実施機関→AMED) ●以降、確定検査(実施機関・AMED)
		06月	●06月30日迄····「間接経費執行実績報告書」(実施機関→AMED)

※経費執行状況等概算報告書の提出

各実施機関は、各年度の12月31日現在の補助対象経費の執行状況について、当該年度 2月10日までに「経費執行状況等概算報告書」【報告様式5】を作成し、提出してください。

- 9. 証拠書類の管理について
 - (1) 作成・管理をして頂く経理等関係書類
 - ①補助対象経費【事業費】「収支簿」【経理様式 A-2】
 - ●事業費の収支を明らかにするため、収支簿を作成する必要があります。
 - ●「公的研究費の管理・監査のガイドライン」を遵守している実施機関が、文部科学省が所管する科研費を受給し、科研費と同様の条件で内部監査を実施する場合には、収支簿の提出を省略することとします。但し、この場合であっても、各機関において適正に収支簿の作成及び保管を行う必要があります。また、AMED が特に必要と判断した際には、収支簿の提出を求める場合があります。
 - ②適切に執行されたことを証明する書類
 - ●経理等関係書類の様式について、特に定めはありませんが、実施機関内の意思決定から契約・検収・支払いまでの過程が確認できる一連の証憑類を証拠書類として整備・保管し、国の会計検査や AMED による経理検査等の際に支障のないように対応してください。
 - ●国の会計検査等では、事実に基づく証拠書類により、発生した経費の適正性・妥当性を客観的に説明することが求められます。証拠書類の整備にあたっては以下の点にも留意してください。
 - 人件費について、適切に出退勤管理、従事管理が行われているか。
 - 旅費について、出張日程と出勤簿・作業日誌に不整合は無いか。
 - 納入される消耗品等について、単品納品書(※)により納入の事実が確認できるか。※単品納品書:納品の都度発行される納品書
 - ●経理等関係書類の整備に関する実施機関の規程が無い場合等は、【別添3】「証拠書類 一覧」に準じて整備してください。
 - (2)補助対象経費【事業費】「収支簿」【経理様式 A-2】の記載方法について
 - ●収支簿の『入出金年月日欄』は、補助対象経費の入金年月日や当該調達等に係る支払年月日を日付順に記載してください。
 - ●収支簿の『摘要欄』には調達等の内容が確認できるよう下記事項を記載してください。
 - ①物品費:品名、数量
 - ②旅費:旅行者名、旅行内容(打合せ·会議名等)、用務地、旅行期間
 - ③人件費・謝金:作業者名、従事期間(○月分等)
 - ④その他:上記に準じ、調達等の内容が判る件名(品名)、数量等。学会参加費等についてはその会合の名称や日程
 - (3)補助対象経費【事業費】「収支簿」【経理様式 A-2】の摘要欄における省略記載について ①物品費:品名・数量の省略について
 - ●多数の消耗品等を一括で調達した場合には、主なものの品名のみを記載することで、その他

を省略することができます。 [例:○○試薬○mg 他]

- 消耗品等の品名・数量を省略記載する場合であっても、納品時にその調達の内容及び数量 を適切に把握し、確認する必要があります。
- ●具体的な品名等の記載を行わず「消耗品」と記載することは認められません。
- ●上記にかかわらず、「1 品(もしくは 1 式)の金額が 50 万円以上(消費税込み)」の物品等がある場合は、当該 50 万円以上(消費税込み)の物品等について収支簿上に全て記載、もしくは、内訳が確認できる納品書等を添付してください。
- ②旅費:用務地、旅行期間の省略について
 - ●近距離の出張等で宿泊を要しないものは、「用務地」、「旅行期間」を省略して記載することができます。
 - ●上記の場合でも、「旅行者名」、「旅行内容」は、必ず記載してください。なお、原則として、旅 費支出の対象者は、補助事業参加者リスト【計画様式3】の補助事業参加者となります。
- ③人件費・謝金:省略不可の取扱いについて
 - 複数の人件費・謝金対象者がいる場合、各対象者への支払金額がわかるように記載してください。
- ④省略記載の特例について
 - AMED への収支簿の提出の省略が認められる機関にあっては、各実施機関が説明責任を果たせる範囲内で、実施機関の判断による省略記載を可とします。但し、調査等において十分な説明が行えるよう、証拠書類等を適切に整備・保管してください。

(4) 留意事項

- ●上述の補助対象経費【事業費】「収支簿」【経理様式 A 2】は、科研費収支簿の記載項目とほぼ同様です。実施機関で科研究にかかるシステムや帳簿の様式が備えてあれば、AMED の収支簿についても科学研費と同じシステムを使用して構いません。
- ●提出を受けた収支簿のうち「V.9.(3)①物品費、②旅費」に挙げる省略記載がなされている場合には、内訳明細、不明点等を担当者が照会することがありますので、留意ください。
- ●上記関係書類の保存期限は、当該補助事業終了後5年間です。

10. 物品等の取扱いについて

- ●補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、 補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。
- ●取得財産等について、「取得財産等管理台帳」【様式 15】を備え管理してください。また、当該年度に取得財産があるときは、実績報告書に「取得財産等管理明細表」【様式 16】を添付してください。

(1)物品の種類と所有権の帰属

- ①取得物品
 - ●実施機関が事業費により取得した物品等をいい、その所有権は実施機関に帰属します。
 - ●取得物品には、事業費により調達された消耗品等を含む物品等が全て含まれます。
- ②提供物品
 - ●補助事業担当者の要請等により実施機関に持ち込まれる AMED 所有の物品等です。なお、借受の際は、「物品借受申請書」【経理様式 B 4】により、事前に AMED へ申請してください。

(2) 物品の管理

- ①実施機関にて管理対象となる物品等
 - ●実施機関は事業期間中、事業費で取得した物品及び提供物品を無償で使用することができます。実施機関及び補助事業担当者は、下記報告対象物品等以外(消耗品扱いとなる物品等)も含めて善良なる管理者の注意をもって適正に管理してください。
- ②事業費により調達された物品等のうち報告対象となるもの
 - ●取得価格が50万円以上(消費税込み)かつ耐用年数が1年以上のもの
 - (ア) 事務用備品、(イ) 事業用備品、(ウ) 書籍、資料、図面類、
 - (工)無体財産権(産業財産権等)、(オ)その他の物件(不動産及びその従物)
 - ●上記の取得金額は、消費税及び附帯費用(本体に予め付属する備品・消耗品等の費用、 輸送費、据付調整費等)込みの金額を計上してください。
 - ●事業費で調達した 50 万円以上(消費税込み)の資産については、資産取得月の翌月の10 日までに「取得財産等管理明細表」【様式16】により、担当課へ報告してください。
 - ●100%子会社又は自社から調達を行った取得財産等の取得金額は利益排除後の金額とし、 利益排除の根拠となる資料を合わせて提出してください。また、各報告書の備考欄にその旨 記載してください。
 - ●取得物品又は提供物品に改造を加える場合は、事前に AMED へ相談してください。

③試作品について

●企業会計上、研究開発費用として認識される取得金額 50 万円以上(消費税込み)の 試作品(ソフトウェア含む)は、固定資産には含まれません。例えば、事業活動の過程で構 造や機能解析のために製作される試作用機器等(ソフトウェア含む)は、固定資産として報 告する必要はありません。

④ ソフトウエアについて

- ●汎用性の無いソフトウエア(プログラム開発)を無形固定資産として報告する必要はありません。
- ●予め設備・機器等に付属しているソフトウェアについては、有形固定資産の取得金額の一部 として計上してください。

⑤AMED による物品確認等

- ●取得物品及び提供物品に有形固定資産を含む補助事業については、毎年度有形固定資産の一覧表を AMED が作成の上、実施機関に電子データを送付しますので、内容を確認してください。
- ●物品等の確認のために AMED 職員が実施機関に赴くことがありますので、ご協力お願いします。

(3)物品の移動等について

①取得物品を移動する場合

- ●報告済みの取得物品の所在場所が変更となる場合には、「取得物品移動申請書」【物品様式1】により、事前に AMED へ報告してください。
- ●補助事業担当者が移籍等により所属機関を変更し、次の所属機関においても、引き続き AMED の補助事業を推進する場合には、取得物品及び提供物品を次の所属機関に移設しますので、ご協力お願いします。実施機関帰属となる取得物品についても、原則として、無償譲渡により次の所属機関に引き継いでください。
- ●委託機関へ物品を移動する場合は、「取得物品移動申請書」【物品様式1】による手続き により物品の移動を行ってください。

②補助事業に関連して取得物品を持ち出し、貸付する場合

(i) 持ち出し

●修理、フィールドワーク等のために取得物品を一時的に移動させる場合は、「取得物品持ち出し申請書」【物品様式2】により、事前にAMEDへ連絡してください。AMEDが申請を受理した後、物品の預り者より「預り書」【物品様式3】を提出して頂きます。

(ii)貸付

- ●一時的といえない物品の移動を行う場合には、その期間に応じ、「取得物品貸付申請書」 【物品様式4】により、事前に AMED に連絡してください。なお、委託機関への移動は、上記(3)①により処理を行います。
- (a) 物品の移動が短期間 (1年度) の場合
- AMED は申請を受理した後、物品移動先の実施機関に対し物品貸付許可証を発行します。物品移動先の実施機関には、物品受領後速やかに AMED に対して「貸付物品受領書」【物品様式 5 】を発行して頂きます。
- (b) 物品の移動が長期間(1年超)の場合
 - AMED は申請を受理した後、物品移動先の実施機関との間で AMED が別途提示する移動物品の使用貸借契約を締結します。
- (iii) 取得物品が不用となった場合
- ●報告済の取得物品が不用となった場合には、速やかに AMED に連絡してください。AMED

に相談することなく、物品を廃棄処分することは認められませんので注意してください(「V. 18. 財産の処分の制限」参照)。

- (iv) 提供物品の移動報告及び不用申請について
 - ●提供物品の移動報告不用申請については、補助事業担当者より AMED 担当者へ連絡 の上、所定の手続を行うこととしますのでご協力お願いします。
- ③補助事業に支障を及ぼさない範囲で、取得物品を一時的に他の補助事業に使用する場合【大学等】
 - ●補助元である、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の財産処分基準に基づき、当該補助事業に支障を及ぼさない範囲で一時的に他の研究開発に使用又は利用でき、その場合、使用予定者と管理協定等を締結のうえ、一時使用報告書の提出をもって、承認することになります。
 - A M E Dの補助事業費により購入する研究機器の所有権は、大学や公的研究機関など (以下「機関」という。) に帰属します。従前は、「業務時間外の時間帯や休日」に限り他の 研究での使用が可能でしたが、A M E Dの研究においては、A M E Dの研究に支障を及ぼ さない範囲においてA M E Dの補助先での他の研究での使用については使用実績の報告を、 A M E Dの補助先から他の機関への貸付は管理協定等を締結の上で使用実績の報告をす ることにより、機関の判断で他の研究に使用することが可能です。
 - ●なお、原則、無償貸付としますが、場合により費用負担が発生しますので、補助事業担当者より AMED へ連絡の上、所定の手続きにご協力お願いします。
- 11. 実施機関における管理体制、不正行為等への対応について
 - (1) 法令等の遵守について
 - ●補助事業の実施機関は、本事業の実施にあたり、その原資が公的資金であることを認識するとともに、関係する国の法令等を遵守し、事業を適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。特に、研究開発活動の不正行為(*1)、不正使用(*2)又は不正受給(*3)(以下これらをあわせて「不正行為等」という。)を防止する措置を講じることが求められます。
 - ●具体的には、【別添 1】「公的研究費の管理・監督のガイドライン」及び【別添 4】「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」に基づき、実施機関の責任において体制を整備した上で、補助対象経費の適正な執行に努めるとともに、コンプライアンス教育も含めた不正行為等への対策を講じる必要があります。なお、ここでの「不正行為等」については、【別添 5】「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」に掲げた以下の定義によります。
 - (*1) 研究者等により研究活動において行われた、故意又は研究者としてわきまえるべき基本 的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示さ れたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用
 - (*2) 研究者等による、故意又は重大な過失による、公的研究資金の他の用途への使用又

は公的研究資金の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用(研究計画 その他に記載した目的又は用途、法令・規則・通知・ガイドライン等に違反した研究資 金の使用を含むがこれらに限られない。)

(*3)研究者等が、偽りその他不正の手段により公的研究資金を受給すること

(2) 体制整備に関する対応

● 体制整備に関する対応義務

各実施機関には、各事業の財源に応じて、国のガイドライン(文科省系事業につき、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正)/厚労省系事業につき「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成 26 年 3 月 31 日 厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定)/経産省系事業につき「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」)等に則り、公的研究費の管理・監査に係る体制整備を行っていただく必要があります。

体制整備に不備があると判断された実施機関については、採択の取消しや、交付決定の取消したすること等があります。

●体制整備等の確認について

・ 文科省系事業について

本事業の実施にあたり、各実施機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況等を体制整備等自己評価チェックリスト(以下「チェックリスト」といいます。)により文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査への対応をお願いする場合があります。

そのため、下記ホームページの様式に基づいて、公募要領等に記載の日時までに、各実施機関から文部科学省に、府省共通研究開発管理システム (e-Rad)を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

1) チェックリストの提出の必要性

文科省系の他事業への応募等にあたって本年度に入り既にチェックリストを一度提出している場合は、同年度における文科省系の別事業への応募又は交付申請に際して、新たに提出する必要はありません。

なお、チェックリストは公的研究費の管理・監査のガイドラインにおいて年 1 回程度の提出が求められておりますので、翌年度以降も継続して事業を実施する機関は、翌年度以降も、年 1 回改めて文科省へ提出をお願いします。

※e-Rad への登録

チェックリストの提出にあたっては、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Rad への実施機関の登録手続きを行っていない実施機関にあっては、早急に手続きをお願いします。登録には通常 2 週間程度を要しますので十分ご注意ください。

手続きの詳細は、以下の e-Rad 所属研究機関向けページの「システム利用に当たっての事前準備」をご覧ください。

http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

2)調査への協力

チェックリストの提出の後、必要に応じて、文部科学省による体制整備等の状況に関する調査に協力をいただくことがあります。

3) 公的研究費の管理条件付与及び間接経費削減等の措置について

公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の報告・調査等において、その体制整備に不備があると判断された実施機関については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に則り、文部科学省から改善事項及びその履行期限(1年)を示した管理条件が付与されます。その上で管理条件の履行が認められない場合は、AMED から実施機関に対し、研究資金における間接経費の削減、競争的資金配分の停止などの措置が講じられることとなります。

※下記のウェブサイトをご参照ください。

文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」

(平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正) http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/__icsFile s/afieldfile/2014/03/18/1343906 02.pdf

- ・ 厚労省系事業について 体制整備の確認については、別途 AMED から公表する予定です。
- 経産省系事業についてチェックリストの提出は不要です。

(3)補助事業における未然不正防止の取組みへの協力

- AMED の事業に実質的に参画していると実施機関が判断する研究者は、不正行為を未然に 防止するために研究倫理教育に関するプログラムを修了する必要があります。
- ●研究倫理プログラムの履修等について
 - 1) 履修プログラム・教材について

後記2)の履修対象者は、以下のいずれかのプログラム・教材を履修してください。

- ・CITI Japan e-ラーニングプログラム
- ・「科学の健全な発展のために 誠実な科学者の心得 」 (日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会)
- ・実施機関等が、上記と内容的に同等と判断したプログラム

2) 履修対象者について

履修対象者は、実施機関等が、AMEDの所管する研究費により行われる研究活動に実質的に参画していると判断する研究者です。

3) 履修時期について

履修対象者は、原則、本事業実施期間の初年度内に履修してください。その後も適切に履修してください (過去の履修が有効となる場合があります。

詳細は AMED の HP URL: http://www.amed.go.jp/kenkyu_kousei/ 掲載の Q&A をご参照ください。)。

4) 実施機関等の役割について

実施機関等は、自己の機関(委託先を含む。)に属する上記 2)の履修対象者に、上記1)のプログラム・教材による研究倫理教育を履修させ、履修状況を AMED へ報告してください。

5) 履修状況の報告について

実施機関等が取りまとめのうえ、AMED が指定する様式の履修状況報告書を、AMED (研究公正・法務部) に電子ファイルで提出してください。 (押印は不要です。)

報告対象者:平成28年度に開始された事業における履修対象者

提出期限:平成29年5月末日

提出書類:「研究倫理教育プログラム履修状況報告書」(AMEDの HPより様式をダウ

ンロードしてください。

URL : http://www.amed.go.jp/kenkyu_kousei/)

提出先・方法: kenkyuukouseiATamed.go.jp ヘメールで送信してください。 件名【平成 28 年度履修状況報告書 ▲▲】として、▲▲には実施機関等の名称を記載してください。

(4) 本事業に係る不正行為等の報告及び調査への協力等

- ●実施機関に対して不正行為等に係る告発等(報道や会計検査院等の外部機関からの指摘も含む)があった場合は、【別添1】「公的研究費の管理・監査のガイドライン」【別添4】「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」【別添5】「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」に則り、当該予備調査の結果をAMED に報告してください。
- ●本調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査方針、調査対象及び方法等 について AMED と協議しなければなりません。
- AMED は、必要に応じて、本調査中の一時的措置として、被告発者等及び研実施機関に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命じることがあります。
- ●【別添 5】「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」に定められた期限以内に、 調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監 査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を AMED に提出してください。なお、調査 の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、AMED に報 告する必要がある他、AMED の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告 及び調査の中間報告を AMED へ提出する必要があります。
- ●また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は 閲覧、現地調査に応じなければなりません。
- ●最終報告書の提出期限を遅延した場合は、間接経費の一定割合削減、委託研究開発費の 執行停止等の措置を行います。その他、報告書に盛り込むべき事項等、詳しくは【別添1】「公 的研究費の管理・監査のガイドライン」【別添4】「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」 【別添5】「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」を参照してください。

(5) 不正行為等に対する措置

●不正行為・不正使用・不正受給が認められた場合について本事業において、不正行為・不正使用・不正受給(以下、これらをあわせて「不正行為等」という。)があった場合、【別添1】「公的研究費の管理・監査のガイドライン」【別添4】「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」【別添5】「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」に基づき、実施機関及び研究者に対して、次のような措置を行います。

1) 交付決定の取消し等

AMED は、本事業において不正行為等が認められた場合は、実施機関に対し、交付決定を取消し、補助金の全部または一部の返還を求めます。また、次年度以降補助金を交

付しないことがあります。

2) 応募及び参加の制限

本事業において不正行為等を行った研究者及びそれに関与または責任を負うと認定された研究者等に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、AMED の事業への応募及び参加の制限を行います。

【不正行為の場合】

※認定された日以降で、その日の属する年度及び翌年度以降1年以上10年以内の間で不正行為への関与による区分を勘案して相当と認められる期間

不正行為への関与による区分			不正行為の程度	相当と認
1 TIND WAY 2 (CO OK:)]			められる	
				期間
	 1 研究の当	初から不正行為を行		10年
	1 1/1/03/21/3/3 2 12/3/3/2/3			104
不	うことを意図していた場合など、特に 悪質な者			
正	101747	リまるみなの事	いまく思る研究の生民	г. 7 <i>/</i> т
	2 不正行	当該論文等の責	当該分野の研究の進展	5~7年
行	為があった	任を負う著者	への影響や社会的影響	
為	研究に係る	(監修責任者、	が大きく、又は行為の悪	
に	論文等の	代表執筆者又は	質性が高いと判断される	
関	著者	これらのものと同	もの	
与		等の責任を負う	当該分野の研究の進展	3~5年
U		ものと認定された	への影響や社会的影響	
た		もの)	が小さく、又は行為の悪	
者			質性が低いと判断される	
			もの	
	•	上記以外の著者		2~3年
	3 1及び2を除く不正行為に関			2~3年
	与した者			
不正	不正行為に関与していないものの、不正		当該分野の研究の進展	2~3年
行為	行為のあった研究に係る論文等の責任を		への影響や社会的影響	
負う	負う著者(監修責任者、代表執筆者又		が大きく、又は行為の悪	
はこ	はこれらの者と同等の責任を負うと認定さ		質性が高いと判断される	
	れた者)		もの	
			当該分野の研究の進展	1~2年
<u> </u>			15000000000000000000000000000000000000	

への影響や社会的影響	
が小さく、又は行為の悪	
質性が低いと判断される	
もの	

【不正使用・不正受給の場合】

※研究費等の執行停止などを行った日以降で、その日の属する年度及び翌年度以降 1年以上10年以内の間で不正使用及び不正受給の内容を勘案して相当と認められる期間

研究費等の使用の内容等	相当と認められる期間
1 研究費等の不正使用の程度が、社会への影	
響が小さく、且つ行為の悪質性も低いと判断され	1年
るもの	
2 研究費等の不正使用の程度が、社会への影	
響が大きく、且つ行為の悪質性も高いと判断され	5年
るもの	
3 1及び2以外で、社会への影響及び行為の	
悪質性を勘案して判断されるもの	2~4年
4 1から3にかかわらず、個人の経済的利益を	
得るために使用した場合	10年
5 偽りその他不正の手段により研究活動の対	5年
象事業として採択される場合	
6 研究費等の不正使用に直接関与していない	
が、善管注意義務に違反して使用を行ったと判	1~2年
断される場合	

- ※※ 以下の場合は、応募申請の制限を科さず、厳重注意を通知する。
 - ・1 \sim 4 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、且つ、不正使用額が少額な場合
 - ・6 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された 研究者に対して、善管注意義務を怠った場合

また、本事業において、不正行為等が認定され、応募及び参加制限が講じられた場合、 関係府省及び関係府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等の担当 に情報提供することにより、関係府省の研究資金制度において、同様に、応募及び参加が制限される場合があります。

- 3)他の研究資金制度で応募及び参加の制限が行われた研究者に対する制限 本事業以外の国または独立行政法人等が所掌する、原資の全部または一部が国費である研究資金制度において、研究活動における不正使用・不正受給により応募及び参加の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への応募及び参加資格を制限します。事業採択後に、当該研究者の本事業への応募又は参加が明らかとなった場合は、当該事業の採択を取り消すこと等があります。また交付決定後に、当該研究者の事業への参加が明らかとなった場合は、当該交付決定を取り消すこと等があります。
- 4)他の研究資金制度で不正使用、不正受給を行った疑いがある場合について 本事業に参画している研究者が、他の研究資金制度で不正使用、不正受給を行った疑いがあるとして告発等があった場合、当該研究者の所属機関は、当該不正事案が本調 査に入ったことを、AMED に報告する義務があります。

当該報告をうけて、AMED は、必要と認める場合には、補助金の使用の一時停止を指示することがありますので、留意してください。

また、当該研究者の所属機関が上記の報告する義務を怠った場合には、交付決定の取消し等を行う場合があります。

5) 不正事案の公表

本事業において、上記1)及び2)の措置・制限を実施するときは、本事業の財源に応じて対象となるガイドラインに従い、当該措置の内容等を公表することがあります。

参照:

別添1 公的研究費の管理・監査のガイドライン

●文部科学省関係

別添1-1 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)

●厚生労働省関係

別添1-2 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)

●経済産業省関係

別添1-3 公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針

別添2 競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針

別添3 証拠書類一覧

別添4 研究活動の不正行為への対応のガイドライン

● 文部科学省関係

別添4-1 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン

●厚生労働省関係

別添4-2 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン

●経済産業省関係

別添4-3 研究活動の不正行為への対応に関する指針 別添5 研究活動における不正行為等への対応に関する規則

(6) 法令・倫理指針等の遵守について

- ●研究開発構想を実施するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究開発、個人情報の取扱いの配慮を必要とする研究開発、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究開発等、法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合には、実施機関内外の倫理委員会の承認を得る等必要な手続きを行ってください。
- ●関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、研究停止や採択の取り消し等を行う場合があります。
- ●研究開発計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究開発又は調査を 含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、適切な対応を行ってください。
- ●関係法令・指針等による倫理審査の状況については、事業年度の終了後一定期間内に、AMED に対して報告を行って頂く予定です。詳細については、AMED ホームページにて公表致します。
- ●特にライフサイエンスに関する研究開発について、各府省が定める法令等の主なものは以下のとおりです。このほかにも研究開発内容によって法令等が定められている場合がありますので、留意してください。(※最新の改正をご確認ください)
- ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成 12 年法律第 146 号)
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 18 年法律第 106 号)
- 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成 15 年 法律第 97 号)
- 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)
- 特定胚の取扱いに関する指針(平成13年文部科学省告示第173号)
- Lト ES 細胞の樹立に関する指針(平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号)
- Lh ES 細胞の分配及び使用に関する指針(平成 26 年文部科学省告示第 174 号)
- ヒト iPS 細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針 (平成 22 年文部科学省告示 88 号)
- ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済 産業省告示第1号)
- 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年厚生省令第28号)
- 医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成 17 年厚生労働省令第 36 号)
- 手術等で摘出されたとト組織を用いた研究開発の在り方について (平成 10 年厚生科学審議会答申)
- 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第

3号)

- 遺伝子治療臨床研究に関する指針(平成16年文部科学省・厚生労働省告示第2号)
- ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針(平成 22 年文部科学省・厚生労働省告示第2号)
- 研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成 18 年文部科学省告示第71号)、厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針(平成27年2月20日付厚生労働省大臣官房厚生科学課長通知)又は農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年6月1日付農林水産技術会議事務局長通知)
- ●なお、生命倫理及び安全の確保について、詳しくは下記ホームページを参照してください。 文部科学省ライフサイエンスの広場「生命倫理・安全に対する取組」

http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html 厚生労働省「研究に関する指針について」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html

(7) 利益相反の管理について

● AMED 事業に参画する機関には、研究代表者及び研究分担者の利益相反について管理の上、 AMED に報告して頂くことを予定しています。詳しくは、AMED ホームページにて公表する予定です。

12. 補助金の不正な使用等に対する措置等について

●補助事業における補助金の不正な使用等は、適正化法及び取扱要領に基づき、以下の措置が 定められています。

(補助金適正化法:罰則)

(1)第29条1項

偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(2)第30条

第十一条の規定に違反して補助金等の他の用途への使用又は間接補助金等の他の用途への使用をした者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(3)第32条1項

法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人

の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、当該法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

(取扱要領より抜粋)

(交付決定の取消等)

第21条 機構は、次の各号の一に該当する場合には、第6条第1項の交付の決定の全部 若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1)補助事業を実施する事業者において、交付決定を受けるにあたって、不正又は不当な行為を行ったとき
 - (2)補助事業を実施する事業者に、適正化法、施行令の違反があったとき
 - (3)補助事業を実施する事業者に、公募要領又は本取扱要領の重大な違反があったとき
 - (4)補助事業を実施する事業者の研究者等が補助事業において不正行為等を行ったことが事業者又は機構により認定されたとき
 - (5)補助事業を実施する事業者の研究者等について、競争的資金等による研究開発における不正行為等が事業者又は機構により認定されたとき
 - (6)補助事業を実施する事業者が、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業等 に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基 づく機構の処分に違反したとき
 - (7)補助事業を実施する事業者について破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生 手続開始、特別清算の申立てがなされ又はその原因となる事実が生じたとき
 - (8)補助事業を実施する事業者が、銀行取引停止処分を受け若しくは支払停止に陥り又はそのおそれが生じたとき
 - (9)補助事業を実施する事業者が、差押えを受け若しくは公租公課等の滞納処分を受け 又はそのおそれが生じたとき
- 2 前項の場合においては、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 機構は、第1項のいずれかに該当するとして取消しをした場合において、既に当該取消し に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又 は一部の返還を命ずる。
- 4 機構は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 5 第3項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第19条第3項の 規定を準用する。

(不正行為等に係る研究者等の取扱い)

第22条

補助事業を実施する事業者は、補助事業の実施にあたり、以下の各号について予め了解するものとし、研究者等に対してこれを予め了解させるものとする。

- (1) 機構は、機構の不正行為等対応規則に従い、補助事業において不正行為等を行った研究者等に対して、同規則に基づく申請・参加制限等を行うことができるものとする こと。
- (2) 機構は、競争的資金等において不正行為等の認定に基づき申請・参加制限を受けた 研究者等について、国の不正行為等対応ガイドライン及び機構の不正行為等対応 規則に基づいて申請・参加制限等を行うことができるものとする。

(不正行為等に関する制限等)

- 第23条 機構は、補助事業において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合には、 補助事業を実施する事業者に対し機構の不正行為等対応規則及び機構の指示に従って 調査することを要請することができるものとし、補助事業を実施する事業者はその調査結果を 文書で機構に報告する。また、機構は、必要に応じて自ら調査することができるものとし、補助事業を実施する事業者は機構の調査に協力する。補助事業を実施する事業者は、補助 事業において不正行為等についての国の不正行為等対応ガイドラインに基づく予備調査が 開始された場合、速やかに機構に報告し、機構と協議して必要な対応を行うものとする。
- 2 補助事業を実施する事業者は自らの調査により、補助事業以外の競争的資金等による研究開発(終了分を含む。)において研究者等につき不正行為等についての本調査が開始された場合及び補助事業を実施する事業者以外の機関による不正行為等についての本調査の開始若しくは認定を確認した場合は、速やかに機構に報告するものとする。
- 3 機構は、補助事業において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合、又は、前項により補助事業を実施する事業者から補助事業以外の競争的資金等による研究開発において研究者等が不正行為等についての本調査が開始された旨の報告があった場合、補助事業を実施する事業者に対し、機構が必要と認める間、補助金の使用の一時停止を指示することができ、補助事業を実施する事業者はこれに従うものとする。この場合、当該不正行為等についての本調査の結果不正行為等が認定されなかったときでも、機構は、補助金の使用停止に基づく損害を賠償する責を負わない。
- 4 機構は、第1項ないし第3項に定める調査又は報告の結果、不正行為等が行われたと 認定し又は当該認定がなされたことを確認したときは、本取扱要領に定める措置のほか、 国の不正行為等対応ガイドライン及び機構の不正行為等対応規則及び関係する法令等 に従い必要な措置を講じることができるものとし、補助事業を実施する事業者はこれに従わ なければならない。
- 5 本条各項に定めるほか、補助事業を実施する事業者は国の不正行為等対応ガイドライン

及び機構の不正行為等対応規則に定められた補助事業を実施する事業者の義務を遵守し、また、機構は各規則に定められた機構の補助事業を実施する事業者に対する権利を行使するものとする。

13. 補助対象経費の額の確定について

(1)補助対象経費の額の確定方法

- AMED は実施機関より提出された書類(補助事業実績報告書、収支簿、証拠書類等)をもとに経費の執行に係る適正な履行を確認し、補助対象経費の額の確定を行い、「補助金確定通知書」【様式 12】により通知します。具体的には、合目的性(当該年度の「補助事業計画書」【計画様式1】をもとに、補助対象経費が当該補助事業の目的・趣旨に適合するものに執行されていること)及び適正性(実施機関の経理規程に沿って、補助対象経費が適正に支出・管理されていること)を確認します。この際、返金が必要と認められるものがある場合には、実施機関あてに「補助金確定通知書」【様式13】を送付し、返金を求めます。
- ●補助対象経費【事業費】「収支簿」【経理様式 A-2】の記載にあたっては、「V.9. (2) 収支簿の記載方法について」を参照してください。
- ●書面検査では、提出された書類の記載内容等について、AMED 担当者から電話や電子メール等で照会することがありますので、ご協力お願いします。

(2)書面検査と実地検査について

- ●「公的研究費の管理・監査のガイドライン」を遵守している機関で、科研費を受給し、科研費と同様の条件で内部監査を実施する場合は、実地調査を原則として行わないこととします。同時に AMEDに対する補助対象経費【事業費】「収支簿」【経理様式 A-2】及び証拠書類の提出の省略を認め、「補助事業実績報告書」【様式8又は9】に基づく簡便な額の確定を実施することとします。(収支簿及び証拠書類の提出省略が認められる場合であっても、実施機関は収支の合目的性・適正性についての責任説明が果たせるよう、収支簿の作成・保管と証拠書類の保管を行う必要があります。)
- ●科研費を受給していない機関、不正又は不適正な経理処理があった機関、AMEDが特に必要と認める機関等に対しては、収支簿及び「証拠書類一覧」に記載された証拠書類の提出を求め、それらを基に書面検査を行います。また、必要に応じ実地検査を実施します。
- ●書面検査、実地検査等において、事務管理体制や補助対象経費の執行に問題を認める場合、 AMED は実施機関に対して改善指導を行います。なお、その後も改善策を実行していない等、 問題が解消されないと判断する場合、補助対象経費の縮減、補助事業の中止等の措置を講 じる場合があります。

(3) 支出計上が不適切と見なされる事例

●以下の事例は合目的性・適正性の観点より、事業費での計上が認められません。事業費の支

出にあたっては、以下の事例を参考にその妥当性について適切な判断をお願いします。

- 共通的な生活関連備品(電子ジャーポット、掃除機など)の計上
- 自己啓発のための書籍(英会話本等)・備品等の調達
- 液体窒素、ガス類で他の研究と切り分け不可能な場合
- 当該補助事業との関係性が不明瞭な出張旅費
- 出勤簿と出張内容が不整合である人件費・旅費の計上
- 当該補助事業との関連性が不明瞭な人件費の計上
- 必要性の不明瞭な書籍の購入
- 内容が不明な学会参加費やシンポジウム参加費の計上
- 積算根拠が不明な光熱水費の計上
- 支出日が不明、あるいは支払先が不明瞭な支出
- 原因・内容の不明確な振替処理 等

14. 委託について

(1)委託の可否

- ●実施機関は、原則として本補助事業を第三者に委託又は第三者と共同研究することはできません。
- ●実施機関において、やむを得ない事情がある場合には、事前にAMEDへ相談してください。 AMEDは実施機関が作成する当該委託又は共同研究(以下「委託等」という。)に関する補助事業計画書の確認を行い、本補助事業の遂行上特に必要があると判断した場合には、本補助事業の一部について第三者への委託等を承認する場合があります。
- ●委託等が承認された場合は、委託先及び共同研究先と速やかに委託契約又は共同研究契約を締結してください。
- ●補助事業の開発要素を含まない検査業務、解析・分析等の請負業務については、事業費の その他に「外注費」として計上してください。
- (2) 不課税取引等(不課税・非課税取引)に係る消費税相当額の取扱いについて
 - ●委託研究開発契約は、消費税法上の「役務提供」に該当するため、委託研究開発費の全 てが消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)の課税対象となります。
 - ●委託研究開発費を物品調達等の課税取引だけでなく、人件費や海外旅費等の不課税取引等に支出する場合、AMEDから受け取る消費税額と、各研究機関において支払う取引に含まれる消費税との差額が生じ、その差額に相当する消費税を各研究機関より納付することになります。
 - このため、直接経費により執行された不課税取引等に係る消費税相当額について、直接経費に計上することができます。ただし、免税業者である場合は、消費税相当額を計上することはできません。
 - ●不課税取引等に係る消費税相当額を計上する際は、当該取引の予算費目に関係なく「その

他」に計上してください。

- ●なお、個々の取引実態を反映しない一定割合による消費税相当額の計上は認められません。 (例えば、直接経費全体に対して、消費税相当分として2%を計上する、課税取引が一部含まれる旅費総額に8%を乗じる等)
- ●不課税取引等として以下のような例があげられますが、課税区分判定については研究機関の 取扱いにしたがってください。
- (i) 人件費(うち通勤手当を除く)
- (ii) 外国旅費・外国人等招聘旅費(うち支度料や国内分の旅費を除く)
- (iii) その他、国外で消費する経費(国外の学会出席の際、国外に参加費を支払う場合等)
- (iv) 海外からの購入物品

(3) 留意事項

●委託等を行う場合の委託先等の行為については、実施機関の行為と見なされます。委託等が認められた場合には、委託等に係る予算執行、計画変更、精算等の補助事業の遂行について、実施機関の責任において対応を図っていただく必要がありますので、留意してください。

15. 検査について

(1)検査とは

- AMED は、補助事業の適正な執行を確保するために検査を行います。これは、契約上の履行確認という側面だけでなく、AMED の行う補助事業が国民の税金によって賄われているという側面があることに基づきます。
- ●検査においては、補助事業の進捗のほか、以下の事項について確認します。
 - ①執行された経費が業務に必要な経費か
 - ②経済性、効率性が考慮されているか
 - ③事業期間中に発生し、支払われた経費であるか
 - ④他の資金と混同して使用されていないか
 - ⑤会計処理が規程に従って執行されているか

(2)検査の種類

検査は、実施時期により、「中間検査」、「年度末検査」及び「確定検査」に分類されます。

- ●中間検査:補助事業の遂行状況、経理処理及び資産管理状況について、事業期間中に行う検査です。
- ●年度末検査:繰越に係る変更承認申請時に行う検査です。「補助事業実績報告書」【様式9】に基づき、当該年度の実績額を検査します。
- ●確定検査:補助事業期間終了時に行う検査です。「補助事業実績報告書」【様式8又は9】 に基づき、補助事業の遂行状況、経理処理状況を検査します。

(3)検査の方法

- ◆検査の方法としては、「実地検査」と「書面検査」があり、いずれかの方法により実施します。方法については、各事業担当部署の指示に従ってください。
- ●実地検査: AMED の検査員が実施機関に赴き、補助事業の進捗状況、購入した設備備品等の管理・使用状況等を把握しつつ、経費の執行状況について、予め準備していただいた書類をもとに確認します。実地検査にあたっては、検査会場として会議室等を確保していただくとともに、必要な書類を会議室にご準備願います。また、当日に経費の内容などについて説明を求めることがあるため、説明可能な方に必ず同席頂くようお願いします。
- ●書面検査:主に書面上の検査で、「対面方式による検査」及び「書面方式による検査」に分類 されます。
 - ①対面方式による検査:指定した日時に、AMED 内の検査会場に検査に必要な書類を持参していただき、対面方式で確認を行います。
 - ②書面方式による検査:実施機関から検査に必要な書類を AMED に郵送していただき、 AMED にて確認を行います。

(4)検査の実施

- ●検査の実施は、以下の流れで行います。
 - ①事前日程調整
 - ②検査に必要な書類の準備
 - ③自主点検の実施
 - ④検査当日(業務実施体制の説明、実施状況の説明、経費発生額と証拠書類の確認、取得資産の現物確認等)
- ●検査の際に必要となる書類は、補助事業関係書類のほか、本書で作成を義務付けられた書類 及びそれに付随する証拠書類一式となります。証拠書類は原則として原本を用意してください。 なお、詳細については「証拠書類一覧」を参照してください。
- ●スムーズな検査を実施するために、「経理処理および経理様式等事前チェックリスト」【経理様式 A - 1】を用いた事前確認を必ず行ってください。

16. 事業遅延について

- ●補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、「補助事業遅延報告書」【様式 6 】を提出してください。
- ●事業遅延に伴い、補助対象経費の繰越が必要な場合は、「VI. 繰越制度について」の手続きを行ってください。

- 17. 消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の確定に伴う補助金の返還
 - ●補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、「補助事業に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額確定報告書」【様式 14】を提出し、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還してください。

18. 財産の処分の制限

- ●実施機関は、次の取得財産等(以下本項では「処分制限財産」といいます。)については、機構の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないようにしてください。
 - ①不動産
 - ②船舶、航空機、浮漂、浮さん橋及び浮ドック
 - ③前2号に掲げるものの従物
 - ④機械及び重要な器具で、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のもの
 - ⑤前各号の他、補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認められる取得価格又は 効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産
 - ※ ただし、 ①から⑤のいずれかに該当したとしても、次のものは処分制限財産に該当しないものと します。
 - (1)機構が実施機関に対し、補助金の交付の決定をする場合に、補助 事業の完了により実施機関に相当の利益が生ずると認められる場合において当該補助 金の交付の目的に反しない場合に限りその交付した補助金の全部に相当する金額を 機構に納付すべき旨の条件を附した場合において、かかる条件に基づき、実施機関が、 機構に対し、補助金の全額に相当する金額を納付した場合
 - (2)機構が、補助金の交付の目的及び当該処分制限財産の耐用年数を勘案して別途定める期間を経過した場合
 - ●実施機関が、処分制限財産について機構が定めた期間中に、処分制限財産を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取壊し、廃棄し又は担保に供しようとするときは、予め「補助事業に係る財産処分承認申請書」【様式 17】を提出してください。

19. 収益状況報告及び収益納付

- ●補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度以降5年間は、5月末日までに「補助金収益状況報告書」【様式19】により当該補助事業に係る過去1年間の収益状況を報告してください。
- ●「補助金収益状況報告書」【様式 19】により、事業者に補助事業の実施結果の事業化、産業財産権の譲渡又は実施権の設定及びその他補助事業の実施結果の他への供与による利益が生じたと認めたときは、補助事業の完了した会計年度の翌会計年度以降の会計年度において、

事業者に対して交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を AMED に納付していただきます。

20. その他

- (1) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)
 - ●実施機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等、先端技術や研究用資材・機材等が流失し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まってきています。そのため、実施機関が当該補助事業を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある事業成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団等、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、実施機関による組織的な対応が求められます。
 - ●日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制(※)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。
 - (※) 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械等、ある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出 (提供) しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)があります。
- ●物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者 (非居住者)に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、 設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品等の技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリ等の記 憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練等を通じた作業知識の提供やセ ミナーでの技術支援等も含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中に も、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- ●経済産業省等 HP で安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記を参照ください。
 - 経済産業省:安全保障貿易管理(全般) http://www.meti.go.jp/policy/anpo/
 - 経済産業省:安全保障貿易ハンドブック(2012年第7版)
 http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf
 - 一般財団法人安全保障貿易情報センターhttp://www.cistec.or.jp/index.html
 - 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス (大学・研究機関用)

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/bouekikanri/daigaku/kibigijyutukanrigai dansu.pdf

(2) 安全衛生管理及び事故発生時の報告について

- ●安全衛生管理につきましては、実施機関にて管理体制及び内部規制を整備の上、労働安全 衛生法等の安全関係法令の遵守及び事故防止に努めてください。
- ●本補助事業に起因して事故及び当該事故に伴う研究者等の負傷等が発生した場合は速やかに AMED に対して書面にて報告してください。

(3) ライフイベント(育児休業等)や長期海外出張等による研究の中断等について

●補助事業担当者が育児休業や産前産後の休暇を取得する場合や、長期間の海外留学(研究)・派遣等で補助事業の遂行ができなくなる場合については、事前に AMED に相談してください。諸事情を勘案し補助事業を一時中断し、その後に再開する等の措置ができる場合があります。

(4)課題終了後の調査について

- ●国の大綱的指針等に基づいて実施する追跡評価を行うため、補助事業終了後に追跡調査や成果展開調査等の調査を行います。AMED の担当者から調査依頼を受けた場合、実施機関においては協力義務が生じます。
 - 国の研究開発評価に関する大綱的指針(平成 20 年 10 月 31 日内閣総理大臣決定)

http://www8.cao.go.jp/cstp/kenkyu/20121206sisin.pdf

(5) 臨床研究登録制度への登録について

- ●介入を行う臨床研究であって侵襲性を有するものを実施する場合には、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号)等 に基づき、当該臨床研究を開始するまでに以下の三つのうちいずれかの臨床研究登録システムに登録を行ってください。また、補助事業実績報告書の提出時に、登録の有無を記載した報告書(様式自由)の添付が必要です。
- なお、登録された内容が、実施している研究の内容と齟齬がないかどうかについて調査を行うこと がありますので予めご了解ください。
 - 大学病院医療情報ネットワーク (UMIN) 「臨床試験登録システム」http://www.umin.ac.jp/ctr/index-j.htm
 - (財) 日本医薬情報センター(JAPIC)「臨床試験情報」http://www.clinicaltrials.jp/user/cte_main.jsp
 - (公社) 日本医師会治験促進センター「臨床試験登録システム」

https://dbcentre2.jmacct.med.or.jp/ctrialr/

(6)健康危険情報について

- ●厚生労働省においては、平成9年1月に「厚生労働健康危機管理基本指針」を策定し、健康危機管理の体制を整備しており、この一環として、国民の生命、健康に重大な影響を及ぼす情報(以下「健康危険情報」という。)については、補助金により事業を行う研究者からも広く情報収集を図ることとしています。事業開発の過程で健康危険情報を得た場合には、厚生労働省への通報をお願いします。
- ●通報の場合は、別添様式(下記 URL)により、速やかに事業代表者から下記連絡先に連絡をお願いします。他の補助事業参加者が健康危険情報を把握した場合には、速やかに事業代表者へ連絡してください。
- ●厚生労働省への通報後、AMED の各事業担当部署(P.3 1.参照)にご一報お願いします。

(別紙様式) 健康危険情報通報

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-

Daijinkanboukouseikagakuka/kenkoukiken.doc

(連絡先・お問い合わせ先)

厚生労働省健康危機管理·災害対策室長 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省大臣官房厚生科学課内 TEL 03-5253-1111 (内線 3818) FAX 03-3503-0183

- 提供いただいた健康危険情報については、厚生労働省において他の情報も併せて評価した上で 必要な対応を検討するものであり、情報提供に伴う責任が研究者に生じるものではありませんの で、幅広く提供をお願いします。
- (参考) 厚生労働科学研究における健康危険情報の取り扱いについて

http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/05/dl/s0528-8q.pdf

○ 厚生労働省健康危機管理基本指針

http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/kenkou/sisin/index.html

VI. 繰越制度について

1. 繰越申請の概要

(1) 繰越対象

- ①繰越事由の範囲
- ●本事業では、補助対象経費の繰越は原則できません。補助対象経費の計画的かつ早期の執 行に努めてください。
- ●ただし、補助事業の性質上その実施の相当の期間を要し、かつ、補助事業が本年度に終わらない場合にも引き続いて実施する必要がある場合で、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省が各々繰越しの事由としているものに、適合する場合は、繰越の対象となります。 なお、繰越の事由は追って、連絡します。

②繰越の対象となる補助事業

●次年度以降も事業期間が継続するものを対象とします。(事業期間最終年度の繰越はできません。)

(2) 申請書類及び提出期限

様式番号	様式名称	作成者	提出期限等
経理様式A-4	繰越を必要とする理由書	補助事業担当者	当該年度 12月 25日
		(研究者)	※電子ファイルのみ提出
経理様式 A - 5	繰越承認要求一覧		当該年度 12 月 25 日
			※電子ファイル及び紙媒
		実施機関 (事務担当者)	体(紙媒体は、公印を押
			印の上、郵送してくださ
			(1°)
経理様式 A - 6	繰越要件等事前確認票		当該年度 12 月 25 日
			※電子ファイルのみ提出
様式 9	補助事業実績報告書	補助事業担当者(研	当該年度 12月 25日
		究者)及び実施機関	※電子ファイルのみ提出
		(事務担当者)	(公印不要です。)

[※]メールの件名の冒頭に【繰越】【事業名〇〇】【機関名〇〇〇〇】と記入して送信してください。

2. 補助事業担当者が作成する申請書類に関する留意事項

(なお、様式については、変更の可能性があり、別途、連絡します。)

●繰越を希望する補助事業担当者は「繰越を必要とする理由書」【経理様式 A - 4 】を作成し、<u>実</u> 施機関事務局へ提出してください。AMED への繰越申請は、実施機関事務局を通じて行ってくだ さい。

- (1)「繰越を必要とする理由書」【経理様式A-4】作成に当たっての留意事項
- ①「繰越承認要求額」欄
- ●繰越申請を行う補助対象経費を、事業費、間接経費等及び合計金額に区分して円単位で記載してください。
- ●間接経費は事業費額の30%相当額、一般管理費は事業費額の10%相当額を繰り越すことを原則とする実施機関において、既に全額執行している場合や当年度中の執行完了が確定している場合には、事業費のみ申請することで差し支えありません。(間接経費の繰越額を事業費の30%とする場合、又は一般管理費の繰越額を事業費の10%とする場合、繰り越しする間接経費等の端数処理を「1円未満切り上げ」することができるものとします。)
- 繰越額に残余が生じる場合には、AMED へ返金して頂きます。この際、返金を行う事業費額の30%相当額の間接経費又は10%相当額の一般管理費を合わせて返金して頂く必要がありますので、注意してください。
- ●間接経費等は、実施機関事務局へ確認をお願いします。

②「当初計画及び変更後の計画 |欄

- (i)「当初計画」欄及び「変更後の計画」欄
 - ●「当初計画」欄には、当該年度の「補助事業計画書」【計画様式1】に記載した計画(年度の途中に計画の変更が認められている場合には変更後の計画)を時系列に簡潔に記載してください。
 - ●「変更後の計画」欄には「当初計画」に対する実施時期・実施内容の変更点を反映した変 更後の計画を記載してください。
 - ●平成 30 年 3 月 31 日を越えて変更後の計画の完了時期を設定することは認められません。
- (ii) 「繰越事由が発生した時期」欄
- ●「当初計画」作成時点で判明·発生していたものは、原則として繰越対象にはなりません。
- (iii) 「当該事業の完了時期」欄
 - 当該事業の完了予定時期を記載してください。平成 29 年度中に完了する見込みがある ことが必要です。

③「当初の計画」(計画概要)欄

● 「当初計画」の記載内容に沿って、いつまでに、何を行う予定であったかを簡潔に記載してく ださい。

4) 事由 | 欄

(i) [記号等|欄

- ●事由の記号及び事由は別途、連絡します。
- ●「繰越を必要とする理由書」【経理様式 A 4 別紙】より繰越事由(記号等)を選択して記載してください。

(ii)「補足説明 |欄

●計画変更の経緯について、①いつ(繰越事由の発生時期が当年度の補助事業開始後に 発生したものであること)、②どのような(外的要因によるやむを得ない事情であること)、 ③いつまで(次年度中に完了するものであること)の 3 点に留意の上、記載してください。

(2)「補助事業実績報告書」【様式9】

- AMED から関係省庁を通じて、財務省に繰越申請を行い、財務省が承認した場合、計画変更が必要です。当該年度の実績額を把握するため、「補助事業実績報告書」【様式9】をご提出いただいた上で、年度末検査を実施させていただきます。
- ●本票は電子ファイルを電子メールによりAMEDへ提出してください。公印の押印は不要です。

3. 事務担当者が作成する申請書類に関する留意事項

●実施機関事務局は、補助事業担当者からの要求をもとに、「繰越承認要求一覧」【経理様式 A - 5】及び「繰越要件等事前確認票」【経理様式 A - 6】を作成し、AMEDへ繰越申請を行ってください。

(1) 実施機関の事務担当者による事前確認

●実施機関の事務担当者は、補助事業担当者から「繰越を必要とする理由書」【経理様式 A - 4】の提出を受けた際には、「繰越要件等事前確認票」【経理様式 A - 6】を作成し、申請内容が繰越要件等に該当することを確認してください。

(2) AMED への事前相談(仮申請)

- AMED は正式申請を受けた繰越事案について繰越要件との適合性を確認し、申請受理の可否を決定します。従いまして、正式申請後に不受理となることを避けるためにも、繰越事由が判明した際には、可能な限り AMED への事前相談(仮申請)を行ってください。(相談は随時受け付けます。)
- ●事前相談(仮申請)にあたっては、以下の書類を個別事業、課題に関するお問い合わせ先宛 てに電子ファイルによりお送りください。
 - ①「繰越を必要とする理由書」【経理様式 A 4】
 - ②「繰越承認要求一覧|【経理様式A-5】
 - ③「繰越要件等事前確認票」【経理様式A-6】
- ●事前相談(仮申請)にあたり繰越金額の正確な見積もりが困難な場合には、概算額による相談も受け付けます。

●事前相談(仮申請)を行った繰越事案について正式申請迄の間に取り下げる場合や繰越承認要求額に変更が生じる場合には、その旨を速やかに AMED へ連絡してください。

(3) AMED への正式申請

●正式申請の締切日(当該年度 2 月 10 日)迄に、実施機関は上記「VI. 1. (2)申請書類及び提出期限」の申請書類を取りまとめて AMED へ提出してください。

(4)「補助事業実績報告書」【様式9】

- AMED から関係省庁を通じて、財務省に繰越申請を行い、財務省が承認した場合、計画変更が必要です。当該年度の実績額を把握するため、「補助事業実績報告書」【様式9】をご提出いただいた上で、年度末検査を実施させていただきます。
- ●本票は電子ファイルを電子メールにより AMED へ提出してください。公印の押印は不要です。

4. 申請書類作成・提出にあたっての留意事項

- (1)「繰越を必要とする理由書」【経理様式 A 4】
 - ●電子ファイルを電子メールにより提出してください。

(2)「繰越承認要求一覧」【経理様式A-5】

- ●実施機関事務局は、補助事業担当者が作成した「繰越を必要とする理由書」【経理様式 A 4】に基づき本一覧を作成してください。
- ●本一覧の正式申請にあたっては公印の押印が必要です。
- ●本一覧の正式申請の際には郵送により提出(1 部)頂きますが、AMED での受け付けを確実に実施するため、郵送とは別に本一覧の電子ファイル(excel 表/押印不要)を電子メールにより提出してください。電子メールでの提出がない場合、申請が受理されないことがありますのでご注意ください。

(3)「繰越要件等事前確認票」【経理様式A-6】

- ●実施機関事務局は本票を作成することにより、補助事業担当者が作成した「繰越を必要とする 理由書」【経理様式 A – 4】に記載された事案が繰越要件に合致することを必ず確認してください。
- ●本票は電子ファイルを電子メールにより AMED へ提出してください。

5. その他留意事項

- AMED から関係省庁を通じて、財務省に繰越申請を行い、財務省に繰越申請を行い、財務省が 承認した場合、計画変更が必要です。速やかな手続きにご協力ください。
- ●恒常的に発生する光熱水費や人件費、当該年度中に使途が定まらず使用されなかった補助対象

経費の残額は繰越しとして認められません。

- ●繰越を行った補助対象経費は次年度(平成 29 年度)の補助対象経費と合算して使用することはできません。
- ●平成 29 年度に実際に繰越額の支出を行った結果、繰越し申請額に対して残額が生じる場合には、その旨を AMED へ速やかに連絡してください。AMED の指示に従って当該残額を返金頂きます。なお、返金が生じる場合には、事業費に相応する間接経費(事業費の 30%以内の相当額)又は一般管理費(事業費の 10%以内の相当額)を加えて返金してください。
- ●平成 28 年度末で事業期間が終了する補助事業は繰越申請を行うことができません。
- ●繰越した経費の再繰越は認められません。
- ●正式申請後は、原則として繰越承認申請の取り下げ、追加及び繰越承認申請額の変更はできません。
- AMED の中期目標期間最終年度(平成 31 年度末)は通常の手続きによることが出来ず、繰越要件(対象範囲)及び手続きが異なりますので注意してください。
- ●申請書類を電子メールで送付する際には、メール件名を以下のとおりとしてください。 メール件名:【繰越】【事業名○○】【機関名○○○○】タイトル

VII. 知的財産権の管理について

- ●実施機関は、AMED ホームページの「知的財産ポリシー」を参照の上、研究開発戦略に合わせた 知的財産戦略の策定、補助事業の成果に係る知的財産権の確保(適時の研究成果把握、知 的財産の掘り起こし、出願等の権利化手続き、外部からの獲得)及び利活用に努めてください。
- ●AMED 知的財産部では、知的財産コンサルタントによる知的財産管理支援、知的財産取得戦略の立案支援を行う相談窓口を開設しています。相談をご希望される場合は、知的財産部にご連絡ください。
- ●事業期間中及び事業期間終了後に、AMED は補助事業で得られた知的財産権の実施状況等、 知的財産権に関する調査を行います。実施機関は、当該調査の窓口となる担当者を AMED に 登録し、当該調査にご協力ください。「特許出願一覧」【報告様式2別紙1】に当該担当者を記 入してください。